

# 第1章

## 山形市の自然環境と都市発展



春の馬見ヶ崎川



# 第1章 山形市の自然環境と都市発展

## 第1節 自然環境

### 1 地形的特徴

山形は、東北でも内陸盆地としては代表的な山形盆地の南部に位置している。山形盆地は東に奥羽山脈、西に出羽丘陵にはさまれた南北に長い盆地であるが、その面積は約400km<sup>2</sup>に及ぶ。この盆地の大きな特徴は、東縁に乱川扇状地・立谷川扇状地および馬見ヶ崎川扇状地の三扇状地が並び、盆地の半ばに近い面積を占めていることである。そのため、この盆地の主要河川である最上川・須川もその流路が盆地の西側に押しやられた形となっている。三扇状地は北から南へ行くほど小さくなるが、盆地全体の地下探査によれば、盆地基底は北半ほど浅く、南半ほど深くなっていることが知られている。山形市域のほとんどは、馬見ヶ崎川の全流域と立谷川の南、そして須川の中・下流域に存在しているのである。

#### (1) 山の地形・地質

まず周辺の山々の特徴をみることにしよう。東の奥羽山脈には蔵王火山群があり、山形市域にはこの中でも活動時期の新しい熊野・瀧山両火山がある。地藏岳・三宝荒神山は比較的古い火山であるが、この両者に挟まれている。熊野火山は蔵王火山群の中では最も高い熊野岳

(1,840.5m)を生み、中央火口丘の五色岳、火口湖（お釜）を作った。この湖面の高度は、1,570mで東北以北では、吾妻山の五色沼、鳥海山の鳥ノ海に次いで第3位の高山湖である。



蔵王のお釜

瀧山火山は東方に瀧山(1,362.1m)、南に鳥兜山の連峰を作り、蔵王温泉付近は爆裂火口底で、火山泥流は須川西岸にまで達している。この外、山形の東方には、雁戸山(1,484.6m)から北へ、瀬ノ原山・面白山の山々が続き、奥羽分水界を形づくっている。これらはいずれも火山岩よりなるが、火山の原形は明瞭ではない。ここには緩やかな傾斜面があり、山腹に広い開析谷が発達したところが多い。

山形の西端に位置する白鷹山系は、白鷹山(994m)を頂点とする新第三紀層の丘陵からなるが、東西に長く、南側が緩傾斜で北側は急

傾斜となり、さらに北側へゆるく湾曲して外輪山の形態の一部をみせている。また山形周辺の山地・丘陵をみると、比較的山頂の高さの揃った新第三紀層の堆積岩類からなる丘陵と、第三紀火山岩からなる孤立した円錐形の山からなる。例えば大森山・千歳山・戸神山・富神山などで、これらは侵蝕に抗して残った火山岩からなる断片的な山地で、火山ではない。

山形市域の地質の基盤となっているのは花崗岩類である。その分布は蔵王山の各名峯から防原付近や高瀬川の上流部に至り、蔵王・雁戸・ハマグリ山などの新期火山の基盤となって広がっている。このことは山形盆地の人々の生活に与える影響も大きい。それは花崗岩山地から多量の砂礫を馬見ヶ崎川扇状地に運び、より良好な水質を多量に供給する。しかしその反面、急峻な深い峡谷が多くつくられ、豪雨時の出水の速さが著しいので、危険を生ずる恐れもある。

## (2) 扇状地の形態

山形市の市街地の主要部分は、馬見ヶ崎川扇状地である。この扇状地は、半径約5km、扇頂部の傾斜は1000分の30、扇央は1000分の20、扇端は1000分の13で、乱川・立谷川の両扇状地に比べると、半径は最小で、傾斜は最大である。また他の二扇状地は開析扇状地で、二面以上の地形面に分れているのに対し、馬見ヶ崎川扇状地は、馬見ヶ崎川一本によって形成されているのも特徴である。立谷川扇状地は立谷川・高瀬川により、乱川扇状地は乱川・野川・白水川などによって形成された複合扇状地となっている。

馬見ヶ崎川の段丘地形は、上流ではみられるが、それは扇頂部で埋没してしまう。これは扇状地として新しいこと、形成途上にあることを示している。そのため洪水があれば、扇状地面

のすべてが、氾濫の危険地帯となる。しばしば流路を変え、欠潰による被害の歴史をくり返したのもそのためであった。しかしまた他方では、このような地形を利用して、放射状に用水路を設け、市街地では住民の生活用に、また農業地帯への灌漑用水として、とくに流末の場合は肥料分の供給にも役立てられているのである。

馬見ヶ崎川扇状地が急傾斜である原因は、山形盆地南部の沈降水量が大きく、その運動が現在に至るまで継続していることがあげられる。また馬見ヶ崎川の場合、上流の葉ノ木沢地帯から巨礫が多量に流されたことでも知られるように、地表が硬質の花崗岩・安山岩などの礫が主で、粘土分の少ない堆積物となっていたことが考えられている。この点、新第三紀層の軟弱な堆積岩類が上流の広い面積を占める乱川や立谷川と異なるのである。

そこで馬見ヶ崎川扇状地は、典型的な扇状地の地形を呈する。扇端は明瞭ではないが、旧山形城本丸付近を南北に走る湧泉帯がそれにあたるとしてよい。しかしその西方に、扇状地の前縁部が広がっている。扇側の北東部は、出入りの多い山麓線と接するため、小さな支谷の出口を塞ぐような形となる。支谷は湿地となる場合が多いが、沼の辺貯水池はこのような地形を利用して築堤されたものである。また馬見ヶ崎川扇状地の南に小扇状地がある。これは岩波川の上流の神尾盆地の排水によって、短期間に形成されたものとみられ、灌漑用水路ができ、山形盆地内では唯一の散村形態の村落を形成している。

立谷川扇状地、一名山寺扇状地は、立谷川と高瀬川との二つの川の複合扇状地で、その半径は6kmに及ぶ。この北半は天童市で南半が山

形市に属する。北半分は開析扇状地で段丘化が進んでいるが、南半分は新しい地形面であるため、現在も堆積作用が継続している。立谷川の両岸の所々に残る八の字型の信玄堤は、堆積作用に逆らわずに、洪水の被害を最小限に食い止めるために作られた人々の知恵なのである。

須川および白川の両岸は、砂質の自然堤防と泥質の旧流路跡などの低湿地が多く、氾濫原となっている。旧流路の中には三日月湖(河跡湖)として残るところもある。

須川の西方には、いくつかの小河川が、須川に向かって傾斜する扇状地を作っている。しかしこの面は、須川によって侵蝕され、段丘状となったり、開析扇状地化したものもみられる。本沢川は須川左岸の最大の扇状地を形成しているが、堆積物は上流の谷底におろしているため、砂礫は比較的細かく、扇状地は緩やかな傾斜となっている。

## 2 水系と湖沼

### (1) 山形の水系

山形市域の大部分は、最上川の支流である須川の水系によって占められている。山形の河川として重要な馬見ヶ崎川・立谷川・高瀬川・酢川などは東部山地から流れてそれぞれ須川に入る支流であり、また西部の白鷹丘陵から流れる本沢川や山王川などの小河川も須川の支流となっている。

とくに東部山地から流下する諸河川は、治水治水・利水および毒水問題など、市民の生活や産業と密接な関わりをもっている。

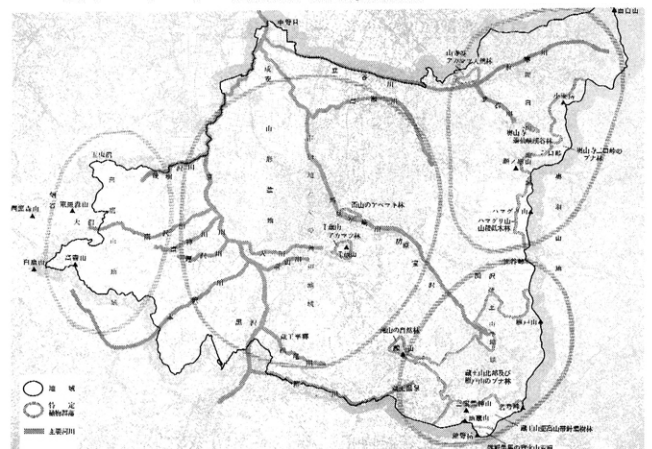
馬見ヶ崎川は、山形市の中心部を流域とする最も重要な河川である。流路の長さは24km、流域面積は83.8km<sup>2</sup>で、そのうち平野部は4分の1、他は山地となっている。この川の源流は、

八方沢・葉ノ木沢で、その他多くの沢水を集めて流下し、防原で関沢川と合流する。関沢川と合流するまでの馬見ヶ崎川の本流は宝沢川とも呼んでいる。この本流は、瀧山・鳥兜山・熊野岳を分水界とし、関沢川は、雁戸山・笹谷峠・ハマグリ山などをその分水界としている。

馬見ヶ崎川は、下流の妙見寺で、左岸に在家川を合わせるが、この付近で地形の変化がみられる。つまり上流で発達した河岸段丘が不明瞭となり、扇状地性の谷底平野となる。そしてこれが、盃山と千歳山を結ぶ線から西方に至って広く展開するのである。近世以前(16世紀以前)には、馬見ヶ崎川の河道もこの扇状地面上をいくたびか変遷したことであろう。

それが現在の河道に変わり固定したのは、1620年代の城下町の整備による人為的な改修によるものである。それ以前の主な流路は、旧県庁付近から江保・陣場の南側を通る西北西に向うものであった。現在盃山付近から千歳橋付近まで水量が少なく、季節によっては水無川と化するのほかに、灌漑用水として各用水路に分水することのほか、扇状地が砂礫によって構成されているため、水が地下に浸透して伏流水となるからである。

図1—1—1 山形市の主要河川



(『山形市の環境』より)

馬見ヶ崎川は七浦付近で、高瀬川が右岸に合流すると、名称を白川と変えて曲流しつつ北西に向い、やがて須川に入る。馬見ヶ崎川は、その流域に多くの人口を有していること、またこの川の性格から大きな課題を背負っている。一つは砂防・治山事業など治水上の問題に関する対策であり、二つには上水道水など生活水の確保に関する問題である。

高瀬川は馬見ヶ崎川の最大の支流で、奥羽山脈のハマグリ岳から瀬ノ原山に続く稜線を分水界とし、その流路は約16kmである。上流部は、高沢・中沢・戸沢の三つの沢水からなり、高瀬橋付近で山形盆地へでて西方に扇状地を形成するが、北方の立谷川扇状地と接続して複合扇状地となっている。扇状地では水量が減じ、小さな河流となって流路を西へ転じ、馬見ヶ崎川へ合流する直前では、左岸に野呂川を吸収している。

立谷川は奥羽山脈の瀬ノ原山から面白山へ続く尾根を分水界とするが、上流部は二口峠付近から北西に流れる立石川と、面白山と南面白山の間の鞍部付近から南西へ流下する紅葉川とが、山寺付近で合流したものである。山形盆地へ出て扇状地を形成し、伏流のため流量は少くなるが、川幅は乱流するため広がっている。下流は再び清池付近から湧泉が集まるので水量が増加する。上流では河岸段丘が発達しているが、扇状地に入ると次第に高度を減じ、上荒谷付近では扇状地の堆積物の下に没入しているのがこの河川の特徴である。

須川の水源は、蔵王火山とその南西に連なる舟引山・番城山であるが、上山盆地では宮川と呼ばれる。それが中川・中山小盆地から流れてきた前川と熊野岳付近から流下する蔵王川を合わせると名称を須川と変え、山形市域に入っ

て間もなく、右岸に酢川が合流する。そこから須川本流は西北に曲流しながら船町を経て、天童市域の寺津で最上川に入るが、その間に、とくに西部の白鷹山系からは、本沢川をはじめ多くの小河川が流れ込む。須川の全流域面積は約720km<sup>2</sup>で、そのほぼ半分が山形市域に含まれるが、上山・南陽・中山・山辺の各市町の一部が含まれ、山形県の諸河川の中でも、流域人口の密度の最も高いところである（1km<sup>2</sup>当たり360人）。

しかしこの須川水系には、毒水河川も多い。熊野岳を水源とする蔵王川は、付近一帯に硫黄や硫化鉍が分布し、かつて硫黄鉍山があったことの影響も大きい。宮川の一支流である金山川は上流に赤山銅山があり、これらはいずれも明治30年代から昭和30年頃まで採掘されたので、鉍毒水が川に流れ、下流農村の問題となったこともある（『上市市史』中巻）。

蔵王温泉街付近を流れる酢川も、瀧山の南の爆裂火口を水源とするもので、硫酸イオンを主体とする酸性毒水河川である。途中数本の小河川を合わせて流下するが、蔵王ゴルフ場付近で流路を北に転ずる。これは明らかに人為的な流路変更であるが、その年代は古く、江戸時代の初期と推定される。その理由は、酢川の毒水を避けるため、須川との合流点を北へ2kmほど迂回させ、半郷西北方で半郷川を右岸に合わせたのち須川に入れることにしたものと思われる。

須川左岸に合流する支流のうち最大のものは本沢川である。その流域面積も約42km<sup>2</sup>に及ぶが、その9割強が山地である。白鷹火山の一つのピークである黒森山の南東斜面を水源とし、本沢を経て谷柏付近で須川に合流する。白鷹丘陵に源を発する小河川は、富神川・山王川・後

明沢川などであるが、それらの流域の大部分は山地であること、また上流の池沼などと結ばれ、いずれも江戸時代から重要な農業用水として利用されているということが指摘できる。

## (2) 山形の湖沼

東西の湖沼群、白鷹丘陵北方の白鷹カルデラには多くの池沼がある。大沼・荒沼・曲沼など大部分は山辺町に属するが、南端の苔沼・隔間沼・米沼は山形市域にある。しかしこれらの沼水のほとんどは、山王川・富神川または後明沢川に集水され、山形市域の灌漑用水に利用されているのである。この湖沼群の中でも最大のもは大沼で、近世以前に開削されたが、江戸初期に大がかりの改修が施された。標高570mに位置し、周囲は3.6km、面積は4.6km<sup>2</sup>で、主に山形市域の村木沢・門伝地区が灌漑区域とされている。このほか、本沢川の流域には隔間場に大沼・小沼の人造湖があり、本沢ダムが造られ、上山市域に接する久保手原の小池沼群も、松原・黒沢地区の水源となっている。

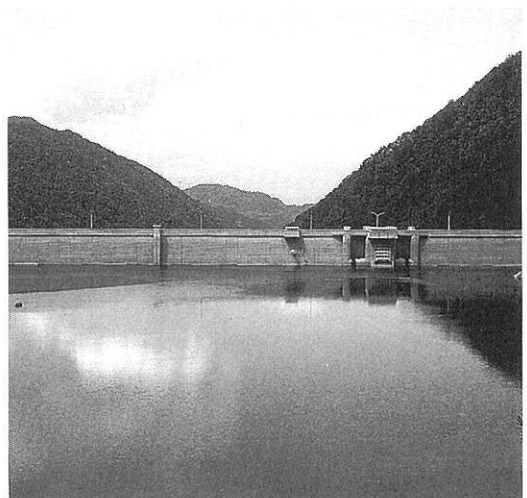
山形の東方部に分布する池沼は、自然発生のもが多い。その第一群は、蔵王火山とその泥流地帯にみられるもので、鳥兜山(1,401m)から温泉地に至る途中には、片貝沼(5,930m<sup>2</sup>)、ドッコ沼(6,960m<sup>2</sup>)がある。片貝沼は海拔1,360mにあり、蔵王火山湖として知られるお釜を除けば最も高位置のものである。因みにこのお釜は、20世紀に入ってから、4回の火山活動の記録がある。湖面積は86,400m<sup>2</sup>、中央の最深部は27.1mとなっている(1955年、加藤武雄氏調査)。また蔵王温泉近くには、盃湖(湖面積20,600m<sup>2</sup>)、鳴の谷地沼(同53,100m<sup>2</sup>)があり、それらの最深部は5~6mとなっている。

第二の湖沼群は、瀧山の北西に位置する神尾

小盆地にみられるもので、羽竜沼(85,400m<sup>2</sup>)、三本木沼(72,600m<sup>2</sup>)や鴻ノ巣沼などである。海拔約500~600mのところにある。

以上のほか山形市街地の周辺にも、江俣沼、陣場沼などがあったが、これらは馬見ヶ崎川の河跡湖で、いずれもその規模は小さい。

近代以降に造られた奥羽山脈の人造湖には、先述した鈴川の沼の辺貯水池(昭和22年築堤、湖面積42,000m<sup>2</sup>、主として灌漑用水として利用)があるが、他に馬見ヶ崎川の上流に造られた蔵王ダムがある。このダムは、馬見ヶ崎川の最上流に当る雁戸山西方の、葉ノ木沢と八方沢の合流点に築堤されたもので、昭和45年に完工している。湖面積は24万m<sup>2</sup>で最深部は63mに達し海拔603mに位置しているが、貯水総量は730万m<sup>3</sup>の大型ダムである。集水域も、蔵王山系の三宝荒神山・熊野岳から雁戸山に囲まれているので、馬見ヶ崎川流域の4分の1に及んでいる。その用途は、洪水調節をはじめ上水道用水、農業用水の多目的なものである。とくにこのダムの完成は、しばしば馬見ヶ崎川の洪水の被害に悩まされた山形市民にとって、まさに巨大な恵みともいえるべきものであろう。



蔵王ダム

### 3 気候の特性

#### (1) 気温

山形の気候は、東北日本の寒冷な気候的特性に加えて、日本海側としての気候をもつが、典型的な内陸盆地型の気候も合わせ持っている。すなわち冬は寒く、日本海側特有の雪も降るが、内陸性の気候のため、その雪も比較的少ない。春は内陸型のため晴れて乾燥し、比較的強い風も少なく、梅雨期でも東北的なヤマセ風による大きな影響のないところである。

夏は時として内陸型特有のフェーン現象のため高温を記録する。しかし秋の台風の影響も他の地域に比べれば少なく、秋が深まると、さわやかな好天の日が多い。したがって山形の気候は、日本海岸気候区とはいっても、中央高地型であり、太平洋側の福島・盛岡などと類似する点がある。山形県内でも、冬には季節風が吹きまくる庄内や積雪の多い新庄・米沢地方に比べれば、温暖・静穏で恵まれた気候を有するところであるといえよう。

山形は日本の最高気温を記録した土地として知られているが、山形の夏は特に高温であるというのではない。最高気温を記録したのは昭和8年(1933)7月25日、午後3時で、40.8度となっている。この温度は、当時日本領であった台湾や南洋群島のそれよりも高いものであった。このような記録が生まれるのは、台風性の低気圧が日本海西部にあって北東に進みつつあり、一方本州東方の海上に高気圧が張り出すという夏型の気圧配置によるものである。南西の風が強まり、高温多湿の風が奥羽山脈に当たって湿度が低下し、山地を越えて盆地へ下る際に温度が上るといふフェーン現象が起る。この時特に高温となったのは、この現象が極端であったことによるものであった。この記録はその後も

まだ更新されたことはない。

このような山形の高温が一時的であることは、山形の7、8月の平均気温が全国的にみても特に高いものでないことから明らかである。昭和6年から昭和35年までの山形の7月平均気温は23.2度、8月は24.4度となっている。これは日本海沿岸の酒田のそれとほとんど同じであり、関東以西の多くの都市の数値よりも低いことがわかる。また日最高気温の月平均でも、山形の7月は28.6度、8月は30.2度で、東京(29.2度、30.2度)、大阪(31.0度、32.8度)をはじめ多くの都市に比べてもそれを下まわっている。山形の夏の気温は、一般的に他の土地とほとんど変わらないといえるのである。

山形の夏の特徴は、気温の日較差が大きいことである。真夏でも明け方の気温はかなり低くなる。この平均日較差を山形の8月についてみると10.3度で、飛騨の高山、信州の長野・松本などの中部諸盆地に次ぐ数値となっている。

この日較差を季節的にみると、春が最大(12～14度)で、秋・夏・冬の順となる。酒田に比べれば平均2～3度は大きい。これは日本海岸気候区といっても山形は、中央高地の山国型の特性をもつともいわれる所以である。昼夜の気温の差が大きいことは、稲作や果樹栽培上に好条件を与えるとされているが、他方5月頃に晩霜の被害をもたらすこともある。

晩霜害は、快晴の夜、地面からの放熱が大となると異常な低温をもたらし、明け方に霜がおりることから生ずるものである。山形でも5月に氷点以下に達した例はしばしばみられ、最低温の記録は1934年5月3日の氷点下1.8度で、この年は東日本一帯の大凶作となっている。山形付近のサクランボも大被害をうけている。近年では昭和39年4月28、29日の両日、凍霜害が



あった。県内でも内陸盆地に異常な低温がみられ、山形では29日午前4時40分、気温氷点下0.1度となり、それが約1時間持続した。そのため果樹、桑園に大きな被害がでたのである。

気温の年較差（月平均気温と最低月との差）もまた山形は大きく、山形は26.0度で、北海道を除けば、長野・盛岡に次ぐ第3位となっている。山形の年間最低気温の出現月（1891年～1960年の70年間の統計）の多いのは、1月、2月で、12月、3月の場合も数回みられる。先の期間の統計によれば、3月の日最低気温の山形の平均値（氷点下2.1度）も、先の年較差に準じた数値となっているのである。

## (2) 雨・雪・風

山形の年間降水量は、1,236mmで、東北、北海道地方の寡雨地帯に属している。特に少ない時期は2～5月で、各月とも月降水量が80mmを割っている。中でも5月は66mmと年間最少で、札幌に次ぎ第二に少ない数値である。したがって山形の5月は、月間日照時間の最大の月（215時間）となっている。晴天の多い5月は、自然植物の繁茂や農産物に対しても概して好条件を与え、山形市民の生活を快適なものにしているといえよう。

しかし他方では、そのために晩霜害や雹害などが発生し、乾燥による火災が起り易く、また干害による被害をもたらすこともある。5月末の田植期の水不足は、かつてしばしば社会問題ともなったが、しかし西日本にみるような干害による大凶作となったことはない。

また東北地方では、梅雨期の冷涼な北東風の影響で冷害となる所も多い。しかし山形は東側に蔵王一瀬ノ原山地をひかえているため、比較的その影響が少ない。太平洋側から流入する冷

湿なヤマセ風のために霖雨が降り続くと、しばしば最上や尾花沢地方に冷害をもたらすが、山形にほとんどみられないのはそのためである。そこで山形の梅雨は、東北特有の霖雨もなく、西日本のような典型的な梅雨もないのでしのぎ易い。ただし梅雨明けの7月中・下旬が長びくこともあり、梅雨前線の北上とともに激しい雷雨や集中豪雨が襲うこともあるのである。

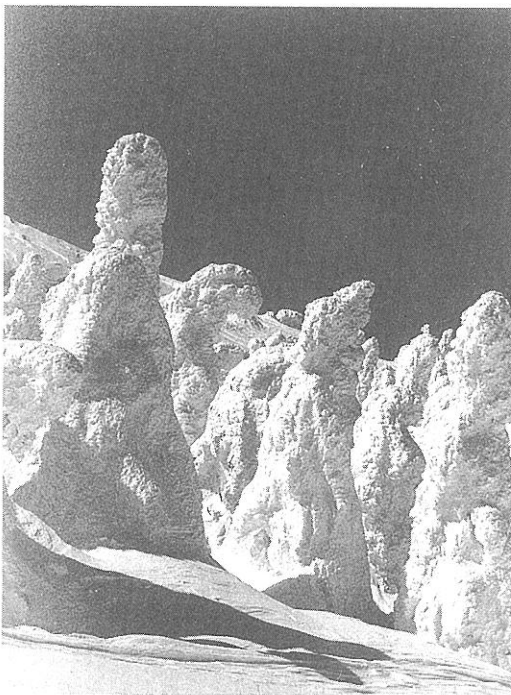
山形の7月の降水量は、1891年から70年間にわたる平均をみると、150.5mmとなっている。これは年間を通じて最大であり、山形は7月が雨期であることを示している。したがって洪水となる危険も高い。次に降水量の多いのは8月で、とくに下旬に集中している。それは台風に伴う豪雨である。

冬になると山形県の内陸部は雪が多い。しかし土地による差も大きく、米沢や新庄は多いときは200cmを超え、平均最深積雪も130cm余（70年間平均）であるのに対し、山形の平均最深積雪は50cmとなっている。山形付近は山形盆地の中でも雪は最も少ない。積雪も年によってかなりの差があるが、昭和11年は豪雪の年で、2月1日の山形の積雪は107cmであった。この記録は昭和56年の1月8日、113cmとなって更新されている。しかし年により、最深積雪が18cmの年もある（明治30年）。初雪のもっとも早い年（1980年までの資料）は10月25日であるが、積雪の始まりは平均12月2日である。山形でこの根雪の終わるのは2月25日頃で、庄内地方に次いで早く、根雪日数も60日以下である。

山形県は新潟県と並んで多雪地帯である。主として冬の季節風によってもたらされる積雪は、出羽・越後山脈の山間部、月山・朝日山地で豪雪地帯となる。日本海から最上峡谷および荒川峡谷を吹き抜ける季節風は、周囲の地形と

からんで、尾花沢盆地や置賜地方に多雪地帯を形づくるが、越後山系と出羽丘陵で季節風の風下となる山形盆地は、もっとも雪の少ない土地となるのである。

山形の東部、奥羽山脈に聳える蔵王の連山も、冬期には2～3mの積雪となる。高山の割に比較的雪が少ないのは、日本海を渡ってきた雪雲が、朝日連峰で大部分の雪を落してくるためである。蔵王では地藏岳の西側に広がる樹氷が有名である。スノーモンスターとも呼ばれるこの奇怪な姿は、日本でも蔵王山のほか八甲田山、八幡平など東北の一部にのみ見られる特異な現象である。蔵王のこの地帯はアオモリトドマツの原生地で、冬になると常時密雲に閉ざされ、気温も氷点下10度前後となり、風は平均風速10mで、一定した西方向への季節風が吹きまわっている。12月半ば頃になると、アオモリトドマツは雪と氷につつまれて白く変身する。それ



蔵王の樹氷

が積み重なって巨大化したものが樹氷である。樹氷は以上の一定条件のもとでつくられるものであるが、普通2月上旬が最盛期で、小雨があれば一夜で変形するのである。

山形は内陸盆地にあるため、強風が少ない。全国的にみても、全国80か所の気象観測所所在地の中で、秒速10m以上の日数（1949年から12年間の年平均11日）は最少となっている。仙台51日、酒田187日と比べてもその差ははっきりしている。したがって台風の影響も少ないが、しかし8・9・10月の3か月は台風のシーズンで、比較的弱い風でも被害を受けることがある。それは建築物の強度の問題がある。昭和34年9月の伊勢湾台風では、山形の風速（毎秒32.6m）は酒田のそれ（37.5m）より弱かったのに、山形・上山付近の被害が大きかったことが知られている。この時の風は、蔵王おろしの、いわゆる辰巳の風といわれるもので、このような風向きによる台風は、それまでも明治35年（1902）9月、大正元年（1912）9月、昭和24年（1949）9月に記録的な被害があったことで知られているのである。

また山形市街では明治の二大大火として、明治27年（1894）5月の市南部大火（1,200余戸焼失）と明治44年（1911）5月の市北部大火（1,340戸焼失）が知られ、いずれも市の中心部を焼き尽くす大火が起っている。山形の5月は強風が少ないとはいうものの、他の月に比べれば多いこと、また4、5月の湿度が年間最低となることなどから、火災が起き易いということである。他地方に比べれば強風もなく、雨も少ない快適な山形の生活も、油断はできないということであろう。

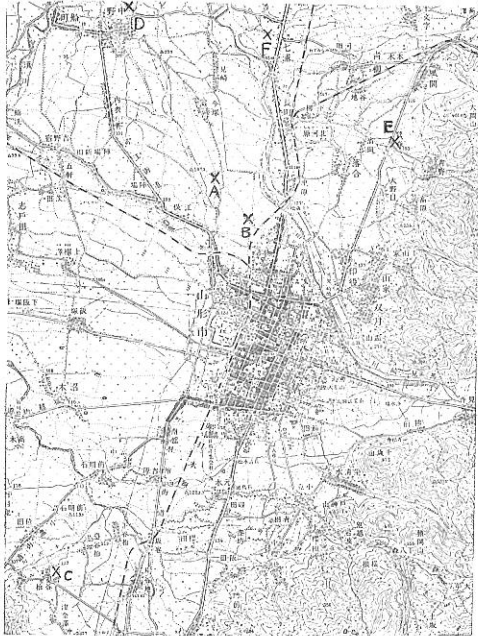
## 第2節 山形市の沿革と風土

### 1 原始の遺跡

山形の周辺には原始時代の遺跡が豊富であり、とくに農耕が始まってからの弥生・古墳時代の遺跡の多い点が特徴的である。

縄文時代前期の遺跡（紀元前3,000～4,000年前）としては、上平遺跡（門伝）や高沢遺跡（高瀬川上流）などが知られているが、これらはいずれも山麓丘陵や河岸段丘上にみられる。それが縄文時代中・後期になると、平野部の扇状地に位置するものが多くなる。熊ノ前遺跡（妙見寺）は、昭和48年、県庁舎新築工事の時に発見されたものであるが、馬見ヶ崎川扇状地の扇頂部にあたり、縄文中期の大集落である。

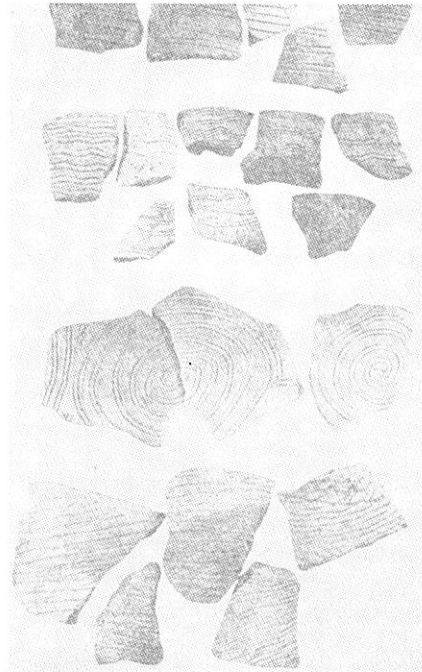
図1—2—1 山形市内の弥生遺跡



山形市内における古式土器出土  
 A 宮町川原田遺跡 B 宮町松葉ノ木遺跡 C 谷柏遺跡  
 D 中野遺跡 E 鷺ノ森遺跡 F 七浦遺跡  
 （『山形市史』上巻より）

竪穴住居跡、甕棺を埋めた墓、その他多数の土器や石器が出土している。山形市内の縄文遺跡は、これまで発見されたものが60か所であるが、特に注目されるのは、弥生遺跡が20か所に達していることである。山形県内の弥生遺跡は、全体で現在48件余となっている。

山形市内の弥生遺跡には、江俣、谷柏、落合、七浦などの各遺跡が知られ、そこからは稲作が行われていたことを示す、籾圧痕土器や石庖丁が発見されている。またこれらの遺跡は、扇状地の末端部で、水が湧き出る地帯に位置していることが知られ、弥生時代の人々は集落の条件としてこのような土地を選んでいたことも明らかであろう。



籾圧痕土器（山形市江俣出土）  
 （『山形市史』上巻より）

山形周辺には古墳時代の遺跡も多いが、それは5世紀後半から7～8世紀にかけてのものともみられている。まず西南部の丘陵地帯に5世紀代のものとみられる菅沢古墳・大之越古墳（門伝）などがあるが、この地帯には大小の古墳が密集している。中でも富神山の東約500mの台地にある大之越古墳は代表的なもので、内部からは、鉄製の馬具をはじめ、環頭大刀、直刀などが発見されて注目された。古墳の外形は、早くから破壊されていたため不明なところが多いが、出土品からみて、時代は5世紀後半であること、首長の権力は、これまでの発掘例から知られる限り、県内ではもちろん最大級のものと推量されている。

このような首長が出現したことは、この地方の稲作農業が、一層進展したこと、また中央の大和政権の成立との、政治・文化両面での連がりがあったことを示すものとして注目されるものである。

6世紀以後になると、これらの古墳も平野部の中央にみられるようになり、衛守塚（漆山）、狐山古墳（七浦）、稲荷塚（五日町）などはその代表的なものである。市内における古墳および古墳群は18を数え、内部の石室は、置賜地方のそれが横穴式を主とするのに対し、竪穴式で組合わせの石槨となっている点が特徴で、集落が扇状地末端や低湿地帯に広がっていたことと関係が深いとみられる。この時代の集落跡も多いが、その代表的なものは嶋遺跡である。この遺跡は江俣の北方にあり、7世紀から8世紀にかけての長期にわたる集落跡であることが明らかにされている。この土地は馬見ヶ崎川扇状地の末端部に位置するが、多数の住居跡の柱根や倉庫跡が発見され、出土品には、手鋤・鍬・槌・はしごなどの木製器具も多い。水田農業に従事

する律令制下の里にあたる自然集落かまたは堡村に当たるとも推定される大きな集落であった。



嶋遺跡風景（現在）

古墳時代の集落跡は、山形市内の地域に40か所以上も数えるが、それらは沖積平野の低湿地帯で扇状地末端に分布している。この地域が水田農耕を営むうえで恵まれた条件にあったことを示しているのである。

## 2 古代・中世の山形

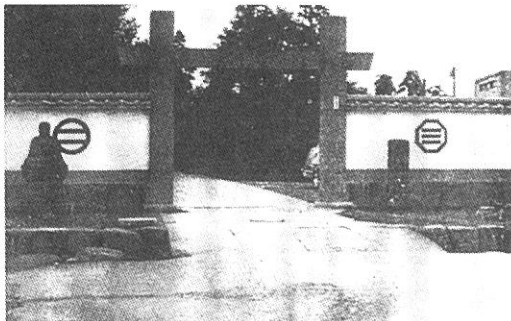
8世紀のはじめに出羽国が設置された（和銅5年、712）。出羽国の所属となる置賜郡と最上郡は、それまでは陸奥国の所轄であった。出羽国には10世紀頃、陸奥から出羽国府に至る駅路として最上駅から秋田駅まで10駅が設けられているが（「延喜式」）、最上駅は現在の山形であろうと推定されている。最上郡は仁和2年（886）、最上郡と村山郡の2郡に分けられ、山形は最上郡に属していた。この最上郡はほぼ現在の村山地方に当たるが、「和名抄」によると、最上郡は8郷から成り、山形の市域はこれらの郷のうち、中心部が最上郷、北西部は郡下（那可）郷、南東部は山方郷、北東部は阿蘇郷にまたがると考えられる。ただし各郷の位置や範囲は、明確ではない。

10世紀半ばになると、全国的に藤原氏摂関家などの荘園が発達した。しかしその北限は宮城

県・山形県であるとされている。山形市域には記録上はもっとも古い山形西部地域の大曾根荘と山方郷あるいは大山郷に当たるとみられる。立谷川より南の平野、山間部および上山盆地一帯に広がる大山荘があった。さらに北方には天童市域を中心とする成生荘がある。大曾根荘は「台記」によれば、12世紀半ば頃、摂関家藤原氏領であるが、現地の管理責任者は、平泉藤原氏であった。摂関家藤原氏が没落すると、大曾根荘には、寒河江荘などと同様に鎌倉御家人が派遣されている。

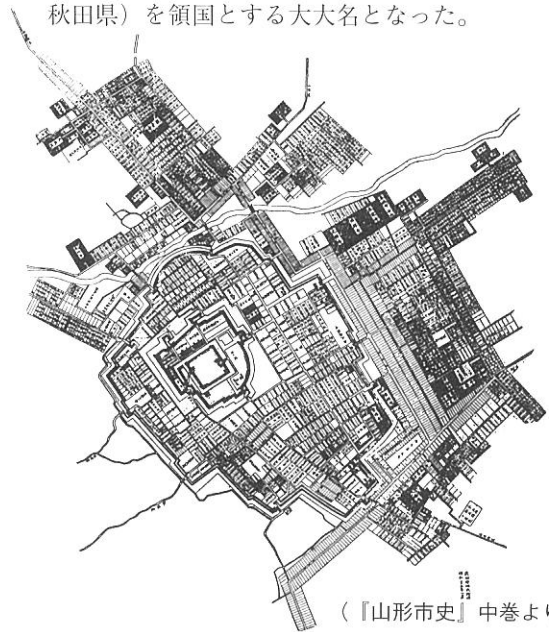
南北朝期は、この地方も内乱に巻き込まれている。足利尊氏がその勢力の扶植をはかれば、南朝方の北畠顕信も羽黒山衆徒を味方に入れるなどして対抗し、村山でも寒河江の大江氏一族を中心にその勢力を伸ばしていた。山形方面は北朝勢力が強かったが、山寺立石寺もこの両統の抗争の影響をうけ、岩波の石行寺の写経奥書にも、年号が2つあり、両勢力の合戦が続き、地方の庶民も飢渴状態にあると記したもの（正平9年、文和3年、1354）は注目される。

奥州管領の斯波家兼は、羽州方面の北朝方の不振をみて正平11年（1356）、庶子兼頼を出羽大将として派遣した。兼頼は山形を本拠とし、ここに城を築いて勢力の拡大を図り、やがて南朝方を圧倒した。この兼頼の築城は馬見ヶ崎川の水を引いて城濠としたもので、山形城の創始



光明寺（七日町五丁目）

とされるが、その規模はのちの山形城の二の丸程度であったと考えられる。兼頼は、時宗の遊行上人元愚に帰依し、光明山遍照寺（漆山）を保護し、のちに光明寺を山形に創建している。斯波氏はやがて庶子一族を村山地方一帯に分封して勢力を拡大し、また最上氏の姓を名乗るようになった。室町期を経て戦国期に入り、大名領国を形成したのは、兼頼から数えて10代目余（8代、12代説もある）にあたる最上義光である。山形に居城する義光が、天童・東根・延沢をはじめ、寒河江・谷地の各城主を討って、村山・最上地方一帯を平定したのは天正12年（1584）頃であった。義光はしばしば、村山、最上地方のほか、最上川下流域の庄内の支配をうかがったが、越後から進出する上杉勢との対立でそれは実現しなかった。それが可能となるのは、関ヶ原戦の出羽合戦で、最上義光は上杉氏と戦い、徳川大名として増封されたのちである。つまり慶長6年（1601）、義光は57万石の大名として、村山、最上のほか、庄内と由利（現秋田県）を領国とする大大名となった。



（『山形市史』中巻より）

最上氏時代の山形城下絵図（山形市七日町武田安治氏所蔵）

### 3 近世から近代へ

豊臣期の13万石から、徳川氏のもとで一揆に大大名となった最上氏は、山形城を拡張して三の丸の輪郭式の平城を構築し、城下町も整備した。山形城は馬見ヶ崎川の扇状地の扇端部につくられ、三の丸の大きさは、東西が約1,480m、南北は約1,881mにおよぶもので、外郭の北はすぐ馬見ヶ崎川に接していた。

その後この山形城下が改造されたのは、最上氏改易（元和8年、1622）のあとに入部した鳥居氏時代であると伝えられている。光明寺・光禪寺など最上氏ゆかりの大寺を移転させ、本丸、二の丸の城門を改造し、さらに城下町の北部を分断して流れていた馬見ヶ崎川の流路を、約1km北方に移したのである。元和9年（1623）、馬見ヶ崎川の大洪水があり、城下に大被害を与えたので、鳥居氏は盃山を切り崩す大工事によって、それまで真直ぐ西方に流れた馬見ヶ崎川を西北方に変えたのである。この流路は現在もほとんど変わっていないが、この鳥居氏改修以前の馬見ヶ崎川の本流跡は、その後八ヶ郷堰として江戸時代の絵図にもみえ、明治以降も用水堰として使われていたことが知られる。

山形城下の町人町は、ほぼ羽州街道沿いに発達し、まず南部には、市場町として二日町、三日町、五日町、八日町があり、職人町として鉄砲町がある。中央部には七日町、十日町と旅籠町があり、街道の東裏通りに材木町、蠟燭町、桶町、檜物町などがあって、北部地帯には、四日町、六日町の市場町と鍛冶町・銅町の職人町があった。城下の戸数と人口は、大名の交替によって武士の数は変化し、石高の縮小によって大幅に減少したが、町人数はそれほどの変化がなかったものとみられる。それは山形の町経済

が、はじめは主として武士を対象としていたが、次第に山形のみでなく、広く村山地方の経済の中心となっていったことによるものといつてよいであろう。

元禄年間の記録によれば、山形の町数は32町で、2,482軒（間口4間半を1軒としたもの）、人数1万3,643人となっていたが、明治10年（1877）の戸数、人口は、4,042軒、2万1,250人となっている。明治以後、山形はまず県都として発展した。山形は明治3年9月、第一次山形県の県庁所在地となったが、同4年（1871）11月、全国一斉の廃藩置県以後、上山、新庄、天童各県を併合して第二次山形県の中心となった。そして明治9年（1876）8月、置賜、山形、酒田3県が統一して現在の山形県が成立すると、その県庁所在地となった。

七日町を北につきあたる道路を延長して、ここに県庁を中心とする官庁街が造られた。正面に県庁を置き、東に師範学校、西に製糸場、博物館、警察署などが建てられた。県庁の敷地は万日河原とよばれ、旧馬見ヶ崎川の跡であった。

県都としての山形は、すでに明治9年までの間に、侍屋敷であった旧城郭内を香澄町とし、その他町の統廃合を進めているが、同22年（1889）、市町村制の施行に基づき、市制が敷かれた。その時の戸数、人口は、4,412軒、2万8,400人で、米沢市（6,859軒、3万2,344人）より少なかったが、同33年（1900）には、5,535軒、3万4,391人となり、30年頃からは県内第一の都市に発展したのである。

山形は、江戸期以来、交通の要地として発達した。とくに江戸末期から明治前期にかけて各地の横断道が発達すると、羽州街道のほかに、仙台方面には笹谷街道、二口峠越えがあり、置賜方面とは小滝街道、狐越街道の利用が盛んと

なり、これらはいずれも山形を起点とするものであった。このほか古くから出羽三山へ通ずる六十里街道もあるが、山形の町の発達も、これらのそれぞれの街道沿いに伸びる方向を示していた。奥羽鉄道が山形に達したのは明治34年（1901）であったから、それまでの山形における物資の集散も、明治前期には江戸期以来の最上川舟運に依存し、それとのつながりで山形の外港船町の存在も大きかったが、三島県令による道路改修と荷車、馬車の発達によって、次第に陸上輸送の比重が高くなったのである。仙台方面との横断道が発達したのは、明治20年（1887）に東北本線が東京から仙台まで開通したという影響も大きい。

山形の都市整備も、鉄道の開通のほか、大火や洪水の影響とも深い関係をもっている。

山形を通過する奥羽鉄道は、二の丸濠に接して南北に敷設され、山形駅は三の丸内の南方に建てられることになった。当時まだ三の丸の土手や濠もあちこちに残っており、内部には旧武家屋敷が点在し、辺りは桑畑や茶畑となっていたのである。山形駅から十日町までの東西の駅前通りは三の丸内にあたり、開通式の飾り付けのアーチも、新しく造られた道路の両脇に残る三の丸の土手（現歌懸稲荷神社付近）を二見ヶ浦に見立てて作られたものであった。駅前道路はまさに旧三の丸跡の改造であったのである。

#### 4 明治・大正期の災害と都市計画

明治期の山形に、二つの大火災が起こっている。その一つは明治27年（1894）5月26日の市南大火と呼ばれているもので、蠟燭町が火元で火の手は四方に広がり、10時間以上燃え続けて、焼失戸数は、1,284戸に上った。焼失した建物は、本家、土蔵、小屋などを合わせると、2、

906棟となり、多くの神社、仏閣を焼失している。このような大火となった原因は、強い烈風に巻き込まれたこと、防火設備に弱い木造建築が大部分であったこともあるが、町全体の消防体制の在り方にも問題があったとみられる。ともかく罹災者の惨状は前後にみないものであった。

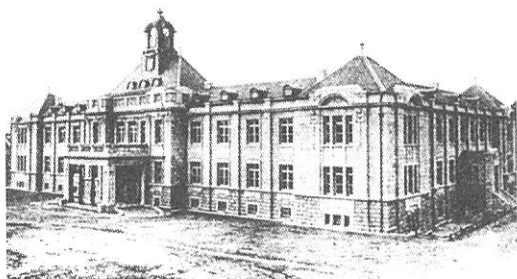
市南大火から5年後の明治32年（1899）4月28日、今度は百姓町を火元に、市北の大火が発生した。このときは、小橋町、四日町、鍛冶町などに延焼し、民家439戸が焼けだされた。市北では、同44年（1911）5月8日、再び大火が起こっている。この日は、山形市恒例の薬師祭の初日にあたっていたが、七日町を火元に、七日町のほか、旅籠町、六日町、薬師町、鍛冶町、宮町などに及び、県庁、市役所など市内の主な役所なども焼く大火に拡大した。強風による飛び火もあって10時間も燃え続け、焼失家屋は民家だけで1,300戸以上に上った。

以上のような相次ぐ大火で、その被害は、莫大となったが、その復興対策とともに、火災防止への意識の高揚と近代的な都市計画の緊急性が叫ばれたことはいうまでもない。それらは消防設備の充実、水道による消火栓の設備、道路拡張の断行などであった。

県庁その他公共建物の復旧計画についてみると、その緊急性から第一期より第三期までの工事計画を立て、建物は石材、煉瓦などの永久建築工事としている点が注目される。県立山形中学校や山形市役所などは、明治45年（1912）に建てられたが、県物産陳列所、県立図書館、山形県庁、県会議事堂などは第二期、第三期工事として着工されている。明治末年から大正初年に建てられたこれらの公共建造物は、大災害の復旧工事として構築されたものであるが、当時の日本の国勢と文化を象徴する建造物でもあつ

た。

新県庁は建築家中条精一郎の設計によるものであるが、英国式ルネッサンス式の三階建て、屋根は陸前産の純黒石スレートを葺き、鉄筋コンクリートに花崗岩を併用したものである。県会議事堂と併せて総工費約40万9,000円で大正5年(1916)6月15日に落成した。壮麗な西洋建築の美観を備えた県庁舎は、全国でも珍しい建物として当時有名となった。県庁の落成を記念して、同年9月、山形県は山形市を会場に奥羽六県連合共進会を開催したが、大火後の山形市の復興を盛り上げる起爆剤ともなるのである。

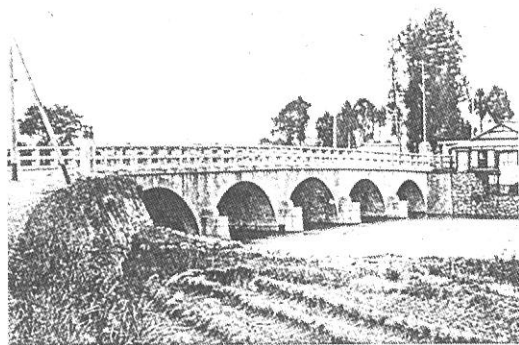


旧山形県庁

山形は先にみた地形的条件から、しばしば発生した洪水による被害も大きかった。江戸時代には、馬見ヶ崎川の洪水によって堤防が決壊し、山形市街に大被害を与えた水害としては、とくに享保8年(1723)と文政7年(1824)が知られている。もちろんこの外、増水によって流域の田畑が被害を受けた年は数えることができないほどである。山形市街には、のちに述べるように馬見ヶ崎川から揚水する諸堰があるが、洪水になるとこれらの水門や堤防を破って市街地へ乱流した。享保8年8月の洪水では、旅籠町・百姓町・小橋町・北肴町などを中心に浸水し、文政7年8月の大洪水では、小白川天満神社下の石垣が崩れ、旅籠町、六日町から、鍛冶町、

宮町、下条町まで一面が水に浸され、二尺余の泥砂が押し上げたところもでるという状態であった(「古今昔物語」)。

このような洪水が周辺の村々の場合、さらにしばしば起こっていることは、須川流域の場合をみれば明らかである。記録史料によれば、須川の洪水は、宝暦2年(1752)から幕末までの約100年間に18回を数え、その間羽州街道に掛けられた坂巻大橋(元常磐橋)は、12回も掛け替えられたことが知られている(「山形市史編集資料」第39号)。明治11年(1878)、ここに五つ目の石橋が作られ、山形の一つの名所となったが、明治23年の洪水で流されている。



須川にかかる常盤橋(明治20年頃)

その後、明治から大正にかけて、馬見ヶ崎川の増水で堤防が破れ、市街地に浸水し、田畑冠水による被害の件数(年度)は、11回を数える。中でも明治23年(1890)、同27年(1894)、同40年(1907)、大正2年(1913)、同9年(1920)のそれは大きかった。とくに明治23年9月の豪雨では、堤防の各所が崩れ、家屋流失17戸、浸水1,259戸で、三島通りから旧県庁前の道路は掘り流される状態であった。同27年12月も同様な状況となり、同40年8月27日の豪雨でも、流失橋99、同家屋25(山形、印役、沖ノ原)を出し、旅籠町、薬師町の浸水家屋は続出している。大正2年、9年の洪水でも、2~3日の集中豪



雨で、水門、堤防の決潰により大被害をもたらしているのである。

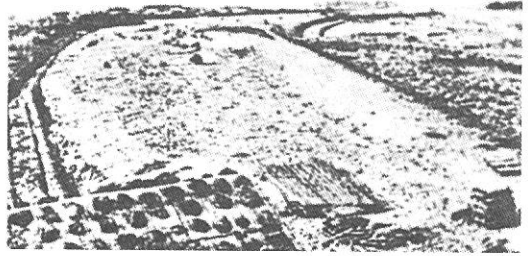
しかし馬見ヶ崎川の増水による水害は、大正5年の馬見ヶ崎川埋立工事の完成によってひとつの終止符を打つことができた。大正9年の洪水は、馬見ヶ崎川源流にあたる葉ノ木沢の崩壊と前代未聞といわれる集中豪雨によるもので、この時点では不可抗力のものであった。大正期の防災体制の整備は、都市計画の面で、水害防止のほか、耐火建築、防火道路などの工夫もみられ、科学技術を利用した防災工事が画期的に進んだ時期であったのである。



馬見ヶ崎川の大洪水（大正2年8月26日～27日）  
（『山形市史』別巻2 生活文化編より）

馬見ヶ崎川埋立工事は、大正3年（1914）より山形市の直営工事として実施されたが、本市にとっては市制施行以来の大工事であった。工事は小白川天神裏堤防の基礎コンクリート打ち、その下流石堤間のコンクリート工事や鉄線蛇籠などで堤岸をおさえるという技術を導入し、幅平均44間余、埋立の長さ999間余に及ぶもので、工事費は大正2年（1913）の水害復旧費を含めて10万5,000円を要した。埋め立てた約5万坪には南北に幹線道路を作り、宅地として分譲し、築地町と名づけたが、のち埋立町（現在緑町）と改名している。

明治期の山形の大火の教訓から、罹災地を中



馬見ヶ崎川の埋立工事

心とした火防道路が計画されたが、大正期には市街地の発展として、小白川にできた山形高等学校前より地蔵町に達する道や地蔵町から東原に向かう道路ができ、宮町の一部の円応寺から二口橋方面に向かう道も整備された。

さらに山形の都市発展の画期は、昭和3年（1928）10月、都市計画法適用都市に指定されたことであった。このときの都市計画委員会の答申によれば、その指定地域の範囲は、山形市全域のほか、鈴川村全域、東沢村小白川、滝山村前田、同平清水、金井村江俣、南沼原村南館を含むものであった（内務省は決定の段階で江俣と南館を省いている）。つまりこれらの地域は、自然条件や行政区画を考えても、山形市と経済的、社会的にも密接な関係にあるので、近き将来、山形市と一体となって都市発展に加わるのが適当であるとするものであった。当時の都市計画の適正規模の考え方を知るうえで注目される。

その後山形市では、この都市計画に沿って、飛地の整理や市街の道路網の整備を進めているが、その前途は容易なものではなかった。これを進めるには、市当局はもちろん、国庫補助としても莫大な経費を必要とするものであり、長期的計画を必要とするものである。国家的事業として大正期半ばから、土地区画整理事業が開始されているが、山形の市街地の拡張と整備は、

山形広域都市計画土地区画整理事業に基づくものであった。そこで新市街地として区画整理が行われたところは、昭和3年着工の東原地区、産業道路付近の長谷川地区をはじめ、寒河江町、北山形地区は昭和6・7年に、また城北地区（昭和9年）、北東原地区（昭和15年）もそれぞれ事業を開始している。

新しい道路も開発整備され、とくに市南部に開設されたいわゆる産業道路は、上山方面と結ぶ旧来の羽州街道に代わる新道であった。新道は誓願寺のT字路面を十字路にして、真直ぐ南に通し、元木、飯田、成沢を通過して一直線に上山に通ずるものである。これは昭和4年より10か年計画で、国の事業として実施されたもので、その予算は1億8,000万円であった。昭和10年夏に完成したが、これがその後の山形市南部の発展の幹線となり、今日に引きつがれている。さらに開設された主な新道は、駅前道路の延長や高等学校（現山形大学）前の道路など、市街地周辺の幹線道路とともに、千歳橋、馬見ヶ崎橋も改築されて、戦前期最大の市街地拡張がみられたのである。

明治末年から昭和前期までの都市の発展を人口・戸数でみると、明治44年（1911）、4万2,845人（7,771戸）、大正9年（1920）、4万8,399人（8,689戸）、昭和5年（1930）、6万2,070人（1万1,226戸）となり、明治初年から同末年までの間に人口が約2倍、明治末年から昭和5年までの20年間に、約1.7倍の増加となっている。とくに大正期の発展の著しかったことが知られる。昭和前期になると、経済不況と長い戦時下の中で、人口も停滞または減少をみた。終戦直後の昭和23年に、山形市の人口が10万1,048人（2万4,251戸）に増加したのは、旧軍人の復員や引揚者によるものであった。また明治22

年（1889）の市制施行以後、はじめて行政区域の合併拡大がみられたことによるもので、それは昭和6年の東沢村小白川と、昭和18年に鈴川村と千歳村が併合されたことである。

## 5 扇状地に発達した産業

山形は江戸期の城下町から発達し、伝統的産業としては銅町の鋳物業などがあるが、商業中心の町であった。明治27年の「山形市貨物集散表」は、山形に移入する商品の主な仕出地とそれが主にどこへ移出されたかをみたものであるが、米・小麦・大豆・清酒などの農産物や呉服太物、砂糖などは、当然都市内で消費や加工に宛てられるものもある。しかしこれらも、移入量の半分以上は移出されること、例えば米の移入量16万5,000石のうち、12万4,000石は宮城、福島、置賜方面に出荷され、呉服太物も2,700梱のうち1,620梱は村山、置賜、新庄方面に移出されたというものである。移入したもののほとんどが移出されたものとしては、生糸（3,000梱）、薄荷（6万斤）、屑物（2,500梱）などがある。これはとくに鉄道開通以前の山形の商業的機能の大きさを表すものとして注目される（『山形県史、商工業編』第二編第一章第五節）。

鉄道開通とともに、山形の物資集散の形態も急速に変化した。明治42（1909）、43（1910）両年の鉄道による移出物資は次のとおりであった。まず第1位は綿織物で移出総金額の28%（28万5,000円）、第2位生糸（17万5,000円）、第3位繭（8万8,000円）それに羽二重、米が続き、さらに、伝統産業としての鉄器（両年平均5万7,000円）、漆器（同2万2,500円）、陶磁器、草履表の順となっている。鉄道開通以後は、山形に一旦集荷したものが中継されて他に

移出されるものが減少したとみられるが、移出品にはそれも含まれていることはいうまでもない。しかし山形の産業による商品が中心となったことも事実であり、それは山形機業の綿織物が第一位になっていることから知られる。しかし移出入総価額の上で、移入品総価額が、移出品のその約3.5倍になっていることが、山形の産業の特色を示すものであった。この頃の移入品総価額の60%以上が、飲食品、衣料品関係が占めるという構成になっているのである。

山形市内の職業別戸数(割合)を、①農業、②工業、③商業、④その他(公務員、自由業、労働者他)に分けてみると、明治44年(1911)と大正14年(1925)の両年度の割合は、①7.5%・6.3%、②16.7%・23.7%、③29.7%・33.0%、④46%・36%となり、この間に全体の職業戸数は7,436戸から、1万42戸に増加している。これによれば、大正年間に全体として、工業・商業戸数の割合が高くなったことが知られる。この工業、商業、公務、自由業がそれぞれ20~30%を占める形は、昭和初期にも変わりはないが、各年度とも③商業が最も高い割合を示していることは山形の特徴であるといえよう。

山形の伝統産業として発達したものは、扇状地を利用するなど、山形の風土に立脚したものが多くことは当然である。山形の総産業に占める伝統産業の経済的比重は必ずしも高くはないが、江戸期以来連続として続けられ、広く名産品として知られるもの、またこれらの産業に従事するものが比較的多かったことも注目すべきであろう。

まず鑄物業がある。これは江戸時代の初期に、御免町の一つとして、城下町の北部で馬見ヶ崎川の河原にもっとも近い、銅町、鍛冶町を中心に発達し、明治以後、鍛冶屋は市の東部にも増

加している。『山形市統計一斑』(明治44年1911)によれば、銅器製造戸数16戸(職工121人)、鉄器製造戸数163戸(542人)とあり、ここでは、鉄飾品、飲食器、仏具、農具などを製造している。これらは大正年間から昭和初期に至って、銅器製造の戸数は一定しながら、職工数は半減余となっているが、鉄器製造は、戸数・職工ともほとんど変わらない状態をみせている。

江戸期の塗師町の伝統を引く塗物業も、山形の伝統産業の一つである。現在十日町の長門屋が元禄10年(1697)創業としていることもその一つの証しといえよう。明治44年(1911)の漆器業者は8戸(職工64人)であったが、大正12年(1923)には63戸(230人)に急増し、昭和7年(1932)には134戸(438人)と、さらに倍加している。製品は家具としての装飾品、飲食器および仏具などが主なもので、その産額も次第に増大したが、仏具が中心となるのは大正末年以後であることが知られる。

馬見ヶ崎川の水を利用する染物業も、それぞれの水脈に沿って立地していた。市内の染物屋は明治44年(1911)に36人、昭和5年(1930)には45戸(従業者80人)を数える。精米、製麵、綿打などは水車を使った。堰水の落差を利用するもので、麵類の製造業者が、明治42年(1909)には17戸で、職工54人とあり、昭和5年(1930)には8戸、32人となっている。

傘の製造は紙漉業とも関係があるが、山形では歩町が中心であった。江戸期から足軽の内職として続けられていたが、大正14年(1925)の製造戸数は22戸、従業者は100人に上っている。紙漉業は山形の北部、馬見ヶ崎川の右岸に当たる双月・上山家(鈴木村の一部、昭和18年(1943)山形市に編入)が、山形盆地ではもっ

とも盛んなところであった。明治5年（1872）の壬申戸籍によると、双月村は103戸のうち79戸、上山家は185戸のうち33戸が紙漉業を営んでいた。双月堰に沿う双月上・下山家に発達したのは、初春の馬見ヶ崎川の豊富な流水と湧水の利用に恵まれていたこと、馬見ヶ崎川の度重なる洪水で耕地が極めて少なかったことが理由とされている。紙は傘紙、障子紙を上等とし、合羽紙、袋紙、塵紙なども作られた。昭和5年（1930）頃も製紙業者は双月が72戸、上・下山家が49戸を数えている。傘紙を使って周辺の集落には製傘業が起り、昭和初年には、高原を中心に、印役・大野目などに、38軒余の製造業者がみられ、1年間に約10万本の傘を作っていたのである（長井政太郎著『山形の聚落』）。

## 6 戦後の都市計画と市域拡大

第二次大戦によって被災地となった都市が多い中で、山形は幸いほとんど被害をうけなかった。しかし、戦中、戦後の混乱と経済の窮乏によって都市は荒れ果てた。一方山形の人口は、復員や海外引揚者によって増加し、人口・戸数は、昭和19年（1944）が7万9,206人、1万5,926戸から同21年（1946）には9万1,845人、1万8,166戸、同23年（1948）には、10万1,048人、2万425戸となっている。

戦後の山形は、市の中心部は人口も飽和状態となる一方、旧城下町の形態をとどめるところが多いため、道路が狭く、広場や緑地が少ないことから、保安、衛生、防災上の問題も指摘された。戦後の都市計画では、これらをどう解消して近代都市への改造を図るかが課題となっている。戦後間もなくは、まず疎開跡地の処分に係わる戦後都市整備の問題もあった。山形市では昭和24年頃から土地区画整理事業として次々

と都市の拡張整備を進めている。最も早いのは東山形土地区画整理で、元山形師範学校から山形放送局に至る約4万坪にわたる一帯を、昭和24年から5か年計画で進められた。その後、市内の土地区画整理事業は同30年にかけて、銅町地区、庚申堂地区、阿古耶地区、小白川地区、木の実小路地区、千歳地区でそれぞれ実施され、これらは現在の市街地住宅の基幹部分となっている。

これらと合わせて、昭和20年代には、街路の新設・整備とともに、基幹道路の新設・修復事業も計画・実施されている（『山形市勢要覧』昭和28年）。それらは例えば、上町から香澄町霊石にいたる上町・下条線、小白川町から東沢妙見寺にいたる埋立妙見寺線など5路線で、戦後10年間の、県都山形の近代都市づくりへの意欲を知ることができる。

昭和29年から同31年には、国の「町村合併促進法」（昭和28年8月）の制定に伴い、大山形建設の気運も高まり、いわゆる周辺村の合併吸収による山形市域の拡大がみられた。29年合併の村々は、飯塚村・樺沢村・金井村（東村山郡）・大郷村・出羽村・楯山村・高瀬村・明治村・滝山村・南沼原村・東沢村・金井村（南村山郡）の12カ村、同31年には大曾根村・山寺村大字山寺・堀田村（旧蔵王村）・本沢村・柏倉門伝村・村木沢村の6カ村を合併し、その他一部の編入・分離地区もみられたが、ここに一大新市域が確定したのである。新市域18カ村を加えた新山形市は、人口18万7,411人となって、合併前の約1.8倍、面積は約10倍となった。その範囲は、東は蔵王山から面白山にいたる奥羽山脈と西の白鷹山系に挟まれた山形盆地の南域を占め、馬見ヶ崎川的全流域と須川の中・下流域にわたり、東西21.5km、南北27.5kmで、ほぼ正方形をなしている。

山形市の人口は、昭和40年19万3,736人（4万4,946戸）、同50年、21万9,773人（6万795戸）、同60年、24万4,183人（7万3,200戸）と増加の一途をたどっている。20万都市となった山形市は第2次総合開発計画（昭43）にもとづき、工業団地の造成や市街地の再開発を進めた。工業団地には木材・板金・印刷業を中心とした立谷川工業団地があり、昭和47年から須川西岸本沢・西山形地区に西部工業団地が造成され、宮町・銅町に散在していた銑鉄鋳物、アルミ鋳物、打刃物および資材卸商などが移転している。旧市内の再開発では、駅前の都市改造、工業団地移転後の宮町・銅町など市北部地区および県庁移転（昭和50年）後の七日町の改造も行われつつある。

交通網の整備発展とともに、流通団地も造成

された。山形東部を迂回する山形バイパスが昭和42年に開通し、自動車道の整備に伴い、食品、繊維製品、機械金属などの流通業務団地が企画され、それが同54年に完成した。

以上のような都市構造の発展とともに、都市生活の近代化のため下水道施設も計画され、昭和36年から工事が開始されている。対象地域は年々拡張され、ゴミ処理とともに汚水処理の問題は、その後の都市計画の重要課題の一つとなるのである。これは上水道、農業用水など水資源の確保ともかかわっている。この問題については第1節でも述べたが、すでに昭和45年に完成した蔵王ダムがあり、最上川に取水する村山広域水道事業（昭和59年）や寒河江ダムの完成（平成2年）によって、恵まれた条件が整いつつあるといってもよいであろう。

### 第3節 くらしと馬見ヶ崎川

#### 1 馬見ヶ崎川と五堰

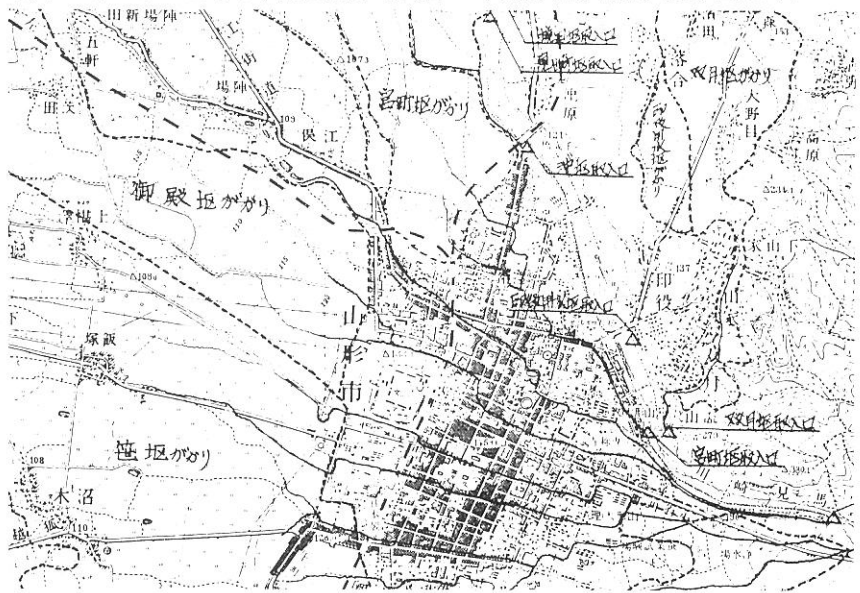
山形市民の生活も、周辺の農村の発展も、古くから馬見ヶ崎川と深いかかわりをもっていたことは先にも述べた通りである。また山形市街地のほとんどは馬見ヶ崎川の扇状地上に発達している。山形市街の西に広がる沼木・飯塚・榎沢・志戸田・吉野宿・中野などの諸村は、17世紀はじめ、最上氏による山形城が築城される以前は、数戸の人家があるのみで、茫々たる原野であったといわれている。扇状地末端の湧水を利用した耕地と村落は、古代の農耕集落として江俣の嶋遺跡が有名であるが、その発展には限界があった。したがって中世的村落の地名や遺跡はほとんどみることができない。山形を南北に流れる須川の間に広がる扇面状のこの地帯が

一斉に開発されるのは、馬見ヶ崎川の諸堰が開削される16世紀末から17世紀はじめのことと思われる。

江戸期には、馬見ヶ崎川のいわゆる五堰が設けられ、その利用慣行が一貫して守られているが、それが成立したのは、最上氏の改易のあとに山形城に入部する鳥居氏時代とされている。五堰の起源について記した史料によると、元和9年（1623）10月、馬見ヶ崎川の大洪水によって町方、城堀が氾濫した。翌年寛永元年（1624）8月、山形に入部したばかりの大名鳥居忠政は、馬見ヶ崎川の流路を変える大工事を命じ、小白川左岸の北河原を普請し、右岸の鎌倉山（盃山）の突端5間3尺を切り崩して流れを北に向け、左岸は国分寺薬師堂通りまで大石

垣を築いたのである。その後は従来馬見ヶ崎川より勝手に行われていた引水を禁じ、下流農民の願いによって、堰口一筋を許すこととなった。妙見寺西方を取入口とし、大高堰とよんだが、水門下で二筋に分けられ、一筋は上堰といい、南方の南館方面に流し、もう一筋は中堰といい、山形城下の中央に向かうものであり、もう一つは、大高堰水門から下流100間のところに許された下堰で、古くはこの三堰のみであったという。その後、宮町、今塚村の願いによ

図1—3—1 五堰の水系と関係町村図 (『馬見ヶ崎川農業水利史』上巻より)



り、下堰取入口から260間余下流の左岸に宮町堰、またその右岸に双月堰が許されて、いわゆる五堰が定まったとしている(嘉永7年(1854)、今塚村書上、『山形県史』資料篇10)。

これは幕末の記録であるが、いわゆる五堰の起源に関する貴重な史料である。上堰、中堰、下堰は、それぞれ、笹堰、御殿堰、八ヶ郷堰の原型を示すものとみられる。

それぞれ各堰は、またいくつかの枝堰をもっているが、いずれも山形の町方を流れて西側の村々の灌漑用水として利用された。まず笹堰は、17か町、10か村の広い地域にまたがり、とくに山形の南部の町方と南西部周辺の村々の水田用水の中心となっていたことが知られる。御殿堰は、町の中央を流れて、その大部分は山形城の堀に一旦は流れ込むものである。その関係町村は、6町1か村で、流末は本来志戸田村のみであるが、しかしこの堰水の利用は、その他付近の新田村、船町村、吉野宿村、陣場村などにも及んでいたことが、のちの町方との水利権の争いから知ることができる。



宮町堰取入口 (大正4年水門工事)

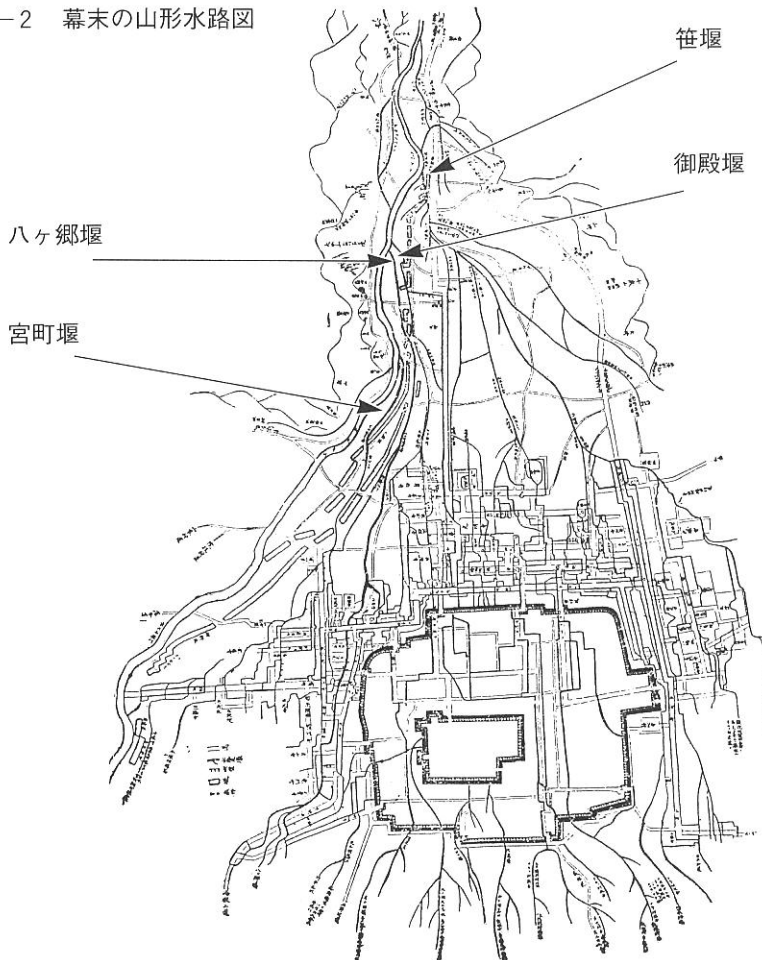
また八ヶ郷堰の利用範囲は、4か町、8か村でその名称のとおり、本来8か村の灌漑用水堰として設けられたものといえよう。鳥居氏による馬見ヶ崎川の改修以前は、この八ヶ郷堰の水

系を、ほぼ本流が流れていたものとみられている。山形と須川の間広がる農村の北半分の村々、つまり8か村が主たる灌域となっていた。これらの村が御殿堰の流水をも利用しており、

表1-3-1 五堰と関係町村

堰名	関係町村数	関係町村名
笹堰	17町 10村	二日町、三日町、五日町、八日町、十日町、横町、上町、小荷駄町、各職人町、平清水、小立、本木、吉原、南館、沼木、飯塚、上樫沢、下樫沢
御殿堰	6町 1村 (+8村)	七日町、旅籠町、肴町、下条町、小橋町、皆川町、志戸田、(船町、江俣、新田、吉野宿、陣場、中野、鮭洗、内表)
八ヶ郷堰	4町 8村	四日町、六日町、鍛冶町、歩町、新田、吉野宿、鮭洗、船町、中野、内表、江俣、陣場
宮町堰	2町 1村	宮町、銅町、今塚村
双月堰	6村	双月村、上山家村、下山家村、大野目村、植野(高原)村、青野村

図1-3-2 幕末の山形水路図



もちろん堰の水系と村の境界とが完全に一致するわけではないが、水利集団として、両方にまたがる農民も少なくなかったことも知られる。水は水田用水としてばかりでなく、とくに町方の飲料水などの生活用水としても不可欠のものであったので、当然分水慣行が存在した。馬見ヶ崎川の五堰については、まず笹堰（5分）が全水流の2分の1をとり、次に御殿堰（2分）、八ヶ郷堰（2分）が残りの各3分の1、さらにその残りを宮町堰（1分5厘）と双月堰（1分5厘）が等分に配水するという慣行が古くから続いている。これは古くからの慣行として大正8年（1919）に確認され、その後の分水率の基本となっている。分量については、本流の表流水のほか各区間の地下水湧出による増加分を分水計画に織り込む（全体を12分とする）方法をとっていた。これは、渇水時の馬見ヶ崎川の性格をよみ込んだ極めて注目すべき、また珍しい分水方法であるといわれている。

この率と量を測定するのは、古くから代々小白川町の佐藤清三郎家に任されていた。その方法は、笹堰取入口では大石留といい、御殿堰、八ヶ郷堰取入口では小石留といって、馬見ヶ崎川を瀬切るもので、個人の目測によって行われるのである。これは渇水時と増水時で著しい差が生ずるという問題もあるが、しばしば洪水によって、河床や流路が変化するので、これ以上の分水方法は技術的に考案できなかったともいわれる（山崎吉雄著『馬見ヶ崎川農業水利史』上巻）。そのため、渇水時には水不足となって、しばしば分水をめぐる紛争が起るのもやむをえないことであった。堰水の取入口のほか、多くの枝堰の分水口に必ず立番所を設け、水番人を置いたのもそのためである。

分水点と分水率については慣行が成立してお

り、それは地図にも明記して保存された。笹堰については、明和9年（1772）と文化15年（1818）の記録があり、その間に一部変更がみられたが、その後長く慣行として維持されていたものである。山形町方の分水率が多いのは、

表1—3—2 笹堰の分水口と比率

分水口、方面	明和9年	文化15年	灌漑区域
一 番 山形町 本木堰	6分 4分	7分 3分	前田、平清水、小立元木
二 番 山形町 古堰	9分 1分		
三 番 山形町 (二ツ橋) 前田堰	7分 3分	8分 2分	妙見寺、小白川
西光寺裏 上堰 下堰		5分 5分	

注 明和9年「為取替一札之事」、文化15年 絵図、  
（『馬見ヶ崎川農業水利史』上巻より）

いわゆる町方用水よりも南町方（17か町）が所持する水田にかかる引水であることは、あとにも述べるところである。

御殿堰の馬見ヶ崎川からの取入口が八ヶ郷堰と同一になったのは大正5（1916）、6年ごろで、それ以前は、その上流に独自の揚水口もっていた。この堰はその名称が示すとおり、市街地の中心部を表流水として流れ、主に二の丸、三の丸の城濠に入ることになっていた。山形城の濠水は、自然湧水も加え極めて豊かであるといわれた。この濠水が、志戸田をはじめ北西部の諸村の重要な灌漑用水ともなっていたのである。

御殿堰の下流の分水をめぐる紛争は、しばしば紛争が起こっている。宝永8年（1779）の水論は、山形町・志戸田村・船町村・江俣村など8か村の争いで、結局、二の丸の北不明堀から流れる水の分水率は山形町（安堵橋附近）・志戸田が7分、領主厩屋敷（現城北南区坂上附近）が2分、三の丸堀への落水が1分とする志戸田村の言い分で着落している。また家中長屋の用水路として、小橋口方面に二筋の新堰が掘られ、



鯨口水路を留め切ったために、志戸田村農民は町方関係者とともに関所に願書し、その要求を通したこともあった(安永5年、1776)。御殿堰の流水は、城北の町方と志戸田村の水田用水を中心とするもので、八ヶ郷村との係わりは、居住地外の村に水田を所有する場合に限られたのである。志戸田本堰の水源は、追手門口、鯨門口、二の丸不明堀の三か所であったことから、まずここで分水問題が起こり、次にその下流の追散堰、安堵橋堰の分水量をめぐって、しばしば争いが起こっているが、志戸田村を中心とする用水慣行は長く維持されているのである。

御殿堰では、分水慣行を維持管理するために、とくに渴水時における分水口の水番人は、昭和30年代にも置かれていた。大正4年(1915)には、八ヶ郷分水口、小白川上用水、天神裏用水など、市街地の分水口10か所に、2～3人の水番がみられる。その後水番箇所は減少しているが、昭和35年の水路図によれば、3か所が残っている。そのひとつは、新たに設けられた紙工場(日新工場)分水であった。

## 2 <sup>みずした</sup> 水<sub>下</sub>(農業用水)と<sup>みなかみ</sup> 水<sub>上</sub>(町方)の利害

先にみたように、馬見ヶ崎川扇状地における五堰の開削の目的は、扇端部に広がる水田の農業用水が第一であり、第二は、御殿堰のように城濠の水の確保を主とするものもある。第三は、各堰に共通するものとして、それぞれ水上において、町方の生活用水として利用されていることであった。これらの用水の役割も、時代の発展とともに変化し、とくに町方の水利用の比重が増したので、各堰の管理や利用権が複雑になっているのである。

水下において利用される農業用水は、それぞれ各堰の水系に属する水田面積も一定している

ので、分水方法をはじめ、長い間の水利慣行を維持することが必要であった。これに対して江戸期の半ばから、水上に位置する町方の水利用をめぐって、しばしば問題が発生している。農業用水堰におけるいわゆる水論は、水利権をもつ村々の間に、分水をめぐって起こった争いとして古くからみられるもので、それはこの地域でももちろん知ることができる。宝暦2年(1752)の今塚村と長町の間で起こった沖堰の水論や宮町堰と双月堰との利用村々との間に起こった寛政の水論など大きな紛争だけでもいくつか知られている(前掲『馬見ヶ崎川農業水利史』下巻)。しかしここでは、農業用水としての水利権をもつ水下の農民と、堰の水上に当たる町方の利用の拡大との間に起る問題を中心にとりあげてみたい。それは今日の農業用水と生活用水との間の紛争の原初的な形態としても興味ある点であろう。

水下と水上の関係集落の紛争といっても複雑な内容をもっていた。まず具体的な事例からみることにしよう。安政2年(1855)2月、「村山郡八ヶ郷用水堰一件始末書」(船町村阿部家文書、『山形県史』資料篇10)は、いわゆる水下の八か村と山形藩水野氏領に当たる六日町ほかの町方との紛争の原因を数点にわたって、八か村総代の中野村、陣場村両名主が書き上げたものである。その主な点を見ると、一つは、水野氏領分の町村の者が、新開の地を古田と偽ったり、実際に水田でないところを、専称寺や竜門寺の御朱印地と称して堰水の落水を計ったり、とくにその点で、町村役人と田主との馴れ合いがみられることなども指摘している。二つには、六日町と旅籠町の境を流れる八ヶ郷堰に旅籠町のものが水車を仕掛けて搗屋を始めることが、はじめは試みに許された。しかし水下の

田地に悪影響があることが分かったので、直ちに  
取り払いを命じたところ、この堰は八ヶ郷堰で  
はなく六日町堰であるといい張ったとしている。  
これに対して、八か村側では、八ヶ郷堰は  
元来「馬見ヶ崎川内之堰筋」にあたるため、分  
水口の破損は出水の度に起り、その手入れが大  
変であったこと、文政11年の(1828)の大洪水  
の際の請書では、分水口普請に当たっては、大  
破の場合、小白川村役人と領主役人への申立て  
の上に実施するが、小破の場合は、小白川村役  
人と山形水道掛り町役人1人に連絡すればすぐ  
工事にかかることができることになっていると  
いい、もし六日町堰とか、その堰筋に古田があ  
ったとすれば、これらの普請の際の請書は成立  
しない筈だともいっている。

第三点は、山形藩水野氏が、今回の一件諸入  
用(相手方分)を、山形市中に割当て、取立て  
たことについて、これは「八ヶ村二而頓着不仕  
候得共」、不当の取計いであるとの指摘である。  
これについてはまず、嘉永6年(1853)の旱魃  
の際に、八ヶ郷堰の水上(町方)で、堰水を新  
田に切り落とし、また山形の町々では「雑水に差  
支引水二罷出」たので、堰筋の田主たちとの間  
で喧嘩となり、けが人を出した一件をとりあげ  
ている。これはすでに落着いているが、今回の  
一件も田主方の自己の私欲より起っていること  
は明らかであるにもかかわらず、その入用費  
(八ヶ郷村側の相手方)をすべての町へ割付け  
たことは、「御権威之御取計」であるというので  
ある。また水下の八か村はすべて組合村として順  
番日割を設けて、留水を行っているが、内表村だ  
けは留水中も適当な流水が見られる。これも山形  
藩領に属することから、山形町の水道方の取計い  
によるもので、不当であると指摘している。

第四点は、八ヶ郷堰筋の引水人足が山形肴町

の裏通りを通行する場合、以前は鑑札持参であ  
ったが、その後不要となっていたところ、水野  
氏入部以後は、再び通行取締りが厳しくなった。  
先年のとおり、堰筋は自由に通行できるように  
してほしいというものである。

以上の要点も互いに重複するところが多い  
が、八か村側の主張は要するに、八ヶ郷堰の水  
上に当る山形町方が、この用水堰の権利の拡大  
を図ろうとしていることに対し、古来の利用権  
を維持しようとするものであった。ここから町  
方の主張として読み取ることのできる点は、古  
田の存在と八ヶ郷堰は六日町堰ともよばれたと  
する水上の旧来の慣行の再確認、水車稼業や  
「町々雑水」など新たな用水権の確保であった  
ことが知られる。そして幕末の山形藩(水野氏)  
が、その領域である町方保護の立場から、旧来  
の慣行を無視しがちであったので、これに対し  
て強い反発を示しているのである。この問題は、  
船町村駒吉がその取扱いにあたったことから駒  
吉一件とよばれた。幕府への出訴に及び、結局  
古田は認められ、慣行も旧来通りの判決で落着  
している(安政2年、1855)。弘化2年(1845)  
に山形へ入部した水野氏(5万石)は、歴代の  
山形藩主の中でもその領地は最少で、町方が2  
万4,000石余、山形周辺村々(24か村)が2万  
石余、他に、近江国(飛地)5,000石余(18か  
村)からなっていた。八ヶ郷堰の八か村のうち、  
その領地にあたるのは内表村のみであった  
(『山形市史』中巻)。

この事件に関して、専称寺、「事林日記」は、  
町方の立場からの記録を残している(『山形市  
史』史料編3)。まず少なくとも文化年間以後  
に現われる八ヶ郷堰の名前は、六日町堰の名称  
で、山形役所や寺社役所で使われていたこと、  
この嘉永7年(1854)にはじまる争いも、六日町

堰一件と呼んでいるのは興味がある。また八ヶ郷村が指摘する本田でなく新田であるとした点について、専称寺は、それは多年耕作してきたところで、寛文6年（1666）の水帳にも明らかであるとし、それが、文政7年（1824）の大洪水によって埋れたところを、起こし返したものであると、寺社役所に報告している。これに対して、水道方手代が見分し、八ヶ郷村の各名主も土地見分を行い、さらに柴橋役所、柏倉役所、秋元役所（山形）の各役人が調査している。この一件は、安政2年（1855）に落着いたが、一部に水田を畑地にしたところの発見などもあり、水口取締りの厳重を言い渡されているのである。

八ヶ郷堰における町方用水の問題の一つは、水車引水で、これは江戸期の半ばからみられる。享和2年（1802）4月、六日町の米穀商六兵衛が、同町極楽寺境内に水車を設ける願いを、検断を通じ船町阿部孫七にだしている。これに対して、この願いは以前にもあったが、新規の事として直ちには許されなかった。

その後文化4年（1807）12月になって、条件づきで許可されている。一札によってその条件をみると、洪水の場合水口を防ぎ、その他堰筋のゴミは水車方で取り払い、水路に問題が起こらないようにすること、田地の水掛りに問題が生ずれば、たとえ年季中でも取りこわすこと、毎年4月中の田植から田草取りまで、水車稼をしないこと、となっている。

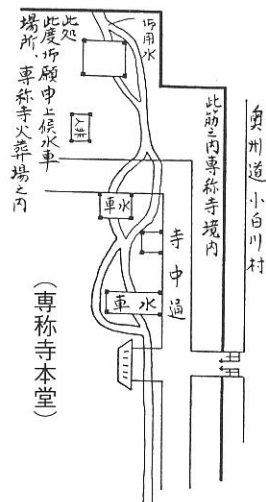
この外、八ヶ郷堰の水車仕掛け願いの一札は、旅籠町市右衛門（文政2年（1819））、百姓町伝吉（嘉永元年（1848））が知られる。

また御殿堰においても、明和年間以前に専称寺地中で、米賃搗渡世の水車稼がみられ、明和7年（1770）に中絶したあと、文政2年（1819）に再興を願い出たので、それが専称寺を通じて

寺社役所に出され、町の水道方下役の地所見分に基づき許可されている。専称寺の「事林日記」によれば、同様の願書が、天保13年（1842）、専称寺地中に七日町玉川屋彦兵衛の養子（六日町居住）と入百姓の材木町金助からも出されている。流絵図によれば、「水車補理（堀）」は御殿堰の一定区間に新川を掘り、そこへ6間と3間半の車小屋を設け、流水の落差を利用して水車を動かす仕掛けであった。

幕末になると水車稼も多くなり、その認可の手続も厳しくなった。弘化4年（1847）の願書によれば、これまでの専称寺地中の水車三軒の場合は、寺社方の許可のみでよかったが、今後は水道方役所への願書と絵図面も必要になったとある。もちろん水下の志戸田村役元への一札は古くからの極りであった。そして、弘化4年12月の小白川村長吉の願書に対しては、まず融雪を待って見分しなければならないこと、役人の川筋不案内のことなどから、その取扱いが延々となり、見分が実施されたのは5月末であった（『山形市史』別巻事林日記下）。

図1—3—3 専称寺内水車（弘化4年）



（『山形市史』別巻事林日記より）

各堰の水上にあたる町方では、江戸後期になると、一層その利用権を主張するようになった。嘉永元年（1848）、歩町、茂八のバツタラ仕掛の申請をめぐる、町検断、八ヶ郷堰の用水権をもつ八か村との間に起こった紛争もその一つである。山形水道役所では、この申請は、八か村がとくに支障がなければ、書面に押印の形式で済まそうとしていた。これに対して八か村側は寄合いの上、従来の慣行通り、書面提出、許可（条件付き一札）の手続きを要求したが、これに従わないということで、八か村は柏倉役所（佐倉藩分領）に訴えている。その言い分によれば、山形が水野氏領となってから、水上の水利用に勝手に多すぎる。六日町より下条までは町方の用水堰であるから、水下八か村の堰浚いといい、手入れをするというのではなく、手伝いなら納得できるなどともいう。そこで八か村としては、本来の八ヶ郷堰の利用権をとりもどし、茂八のバツタラ水車の仕掛けも、当然条件付き一札の手続きを守ってほしいというものである。

茂八のバツタラ事件は、単に個人的な問題ではなく、とくに幕末の八ヶ郷堰における町方と八か村の農業用水権の争いとなり、領主支配の変化もからんで、旧来の慣行に大きな動揺をみたことが知られるのである。しかし明治期になっても、水車引水は、八ヶ郷への願書提出、一札請書の旧来の形式が守られている。八ヶ郷から故障の申出によって、取止めとなる水車もみられた。

明治期になると、町方・郷村が一体となって、水田耕地の水利用集団が、堰ごとに組合規約を作り、また水車営業者にも同業組合の規約が作られている。八ヶ郷堰では明治21年（1888）に水車営業者20名が堰規約を、御殿堰でも、同37

年（1904）5月に「水車同業組合規約」（組合員25名）を作っている。明治中期になると、水車業を営むものが増加し、彼等は同業者として水路の利用と管理を図るため、組合を結成すると同時に、規約を作っているのである。水路の利用と維持管理に関する項目をみると、八ヶ郷堰の明治21年（1888）規約では、新たに水車を増設する場合は、水下関係町村の承諾をうけることとある（第3条）。しかしその後、この水下関係町村（中野・陣場など八か村）の承諾の条件は次第に弱まっていったとみられる。明治37年（1904）の御殿堰の規約は、組合員25名が、山形市の下条町・肴町・皆川町の水利用総代と、金井村大字志戸田の水利用総代に対して提出したものであるが、この中で組合員の義務としては、「堰筋ニ関スル水利ノ経営ハ、総テ水利関係者指揮ヲ受クルモノトス」（第3条）とともに、組合員は「水利ノ潤沢ヲ図ラン為メ」、馬見ヶ崎川からの堰、揚口まで、交代に見廻ること（第4、5条）とある。ここからも、水下農村の権限に対する町方の水利用の自己主張を読みとることができるのである。

明治19年（1886）に起こったいわゆる「一鍬事件」も、水上の自己主張の一つであった。この事件は、江俣村の黒沼・鈴木の2人が人夫を引き連れ、7、8月中に2回、船町村の番水中に籠町堰、左右工門堰などの3か所を切り破って、不法に水を流したことから始まったものである。これは裁判所での争いに発展した問題であるが、船町村、中野村など水下村々の訴えによれば、八ヶ郷の用水は、「田用水一方」のもので馬見ヶ崎川揚口から下通りの枝堰に至るまで、八ヶ郷村が刻限を定めて、交互に通水することが慣行とされている。江俣村の人民が、飲料水を理由に、一鍬破りを行ったことは違法で

あり、これが許されるならば、八ヶ郷堰の水利は江俣村の専有となるであろうとしている。

これに対して江俣村は、130人の代表6名が答弁書を提出し、この堰の用水は「田用水一方」ではなく、飲料水としての利用も認められていること、一畝明けは古くからの慣行であり、番水時でも洩水権があることなどを主張した。この問題の是非については、江戸期以来の慣行を確認し、これまでの同種の事件資料を踏まえて判断すべきものである。すでにみたように水上の町方における利水については江戸期以来種々の問題が起こっている。水車業はその典型的なものであった。飲料水としての利用は、町方の通水過程では当然認められていたと思われるが、それが問題の表面に出たことは少ない。船町側では、飲料水といいながら実際は、耕地の灌漑用水を得ようとする江俣村の奸計であるともいっている。逆にいえば、飲料水の利用と確保からだけでは、このような問題の発展はなかったものとみられる（前掲『馬見ヶ崎川農業水利史』上巻）。

この争いは裁判所に移され、それが長期にわたったが、結局内済となっている。ここではその勝負よりも、これまでの用水堰利用慣行の動揺と水上における町方の利用権の発展の仕方に注目したい。

### 3 堰<sup>きり</sup>濬いとゴミ流し慣行

表流水として流れる用水堰を維持していくために、利用者は「堰<sup>きり</sup>濬い」（水路掃除）という作業を行う必要があった。これが水利用集団にとっては、水路の利用権にもかかわることから、古くから重要な行事とされてきたのである。

笹堰は先述したように、山形町方17か町とそ

の周辺10か村の用水堰で、多く分水による枝堰をもっていた。町方の場合もその利用は水田耕地にかかるものが多く、水下の村々との利用問題では、八ヶ郷堰などとは異なるところがあった。江戸期の水利紛争も、稲荷口御堀の落水をめぐって、沼木村と飯塚村との争いにみられる留水問題が主であった。笹堰の堰<sup>きり</sup>濬いに当たっても、堰筋の山形町方の人足動員が一定の割合で整然と行われている。例えば、寛政2年（1790年）5月、小荷駄町頭から、町方を流れ、流末は沼木村田地にかかる水路の堰<sup>きり</sup>濬い丁場割当をみると、人足割当は合計500人となっているが、割当町村は、町方八日町（48人）、十日町（50人）、三日町（26人）、材木町（30人）など、14か町（人足計325人）と沼木村（175人）であった。この人足割当は、沼木村→柏倉役所→山形役所→町方を経て行われ、割当の基準ははっきりしないが古くから（享保以前）行われていたものである。

御殿堰について、元治2年（1865）の堰<sup>きり</sup>濬い丁場割をみると、その区間と長さが示されているが、分水より一番水門まで（130間）を志戸田村とし、以下七日町（123間）、下条町（131間）、肴町（146間余）など10か町に割当てられている。1軒につき1間3分の面割となっている。御殿堰の堰<sup>きり</sup>濬いは、流末利用の志戸田村のほか堰筋の町方も参加していたことは笹堰同様であった。

通水を妨げる埃<sup>あいかい</sup>芥流しに対しては、しばしば取締りが行われた。専称寺の「事林日記」によれば、寺社役所の触書にも、これが文政年間以後になると、とくに多くなっている。安永2年（1855）4月、山形水道方から、水不足により通水が悪い上に、堰筋のごみがさらに水行を妨げているとして、流末の村々の願いにより、ご

み留めの杭を打ったり、少しのごみも堰に捨てないこととの触がだされている。これも流末水田への「水通行専要」のためであった。その後、諸堰への埃芥流しの触は頻発している。御殿堰のごみ流しは、城内井戸水の不足に輪をかけ、一方雨水が多くなると、道路などに汚水が溢れるという問題が起るので、不潔な状態をなくするためでもあった。その外堰筋の取締りについては、個人的な施設として、庭などに泉水や水留めなどを造ることは古くからの禁止事項とされた。火の用心用などの入水は、役所の許可をうけることとなっている（前掲、日記、天保6・11）。

図1—3—4 御殿堰の城下町水路



（『山形市史』中巻より）

諸堰へのごみ流しは、水不足に当たって、さらにその通水を悪くし、洪水などのときは、水溢れの原因となるわけであるが、一方、水田の養い水として、流末の水田でこれを必要としたことも見落してはならない。

明治41年（1908）の御殿堰水利関係者組規約によれば、本堰の定期的な堰浚いは4月と8

月に行われ、肴町、小橋町、下条町などの組合は、140人からなるが、ごみ流しの水取時間が設けられている（第14条）。これによれば、従来が一番ゴミ流しを廃止し、随意とするが、ただし、水取時間と捨て場を定め、時間は朝6時まで、追散川では地藏堂前、大担川では土手橋場からそれぞれ流すこと、となっている。その時間に、自己水田の水口を明け、欠席者の水口は、ワラクズや土などで留め切ることとする。この規約以前は、ごみ流し作業は、2月初旬を第一番と称し、何回かに分けて行っていたもので、この慣行は江戸時代以来のものであろう。肥料分のあるごみは、流末の水田にとって重要な養水となっていたのである。このような慣行は、笹堰水系や八ヶ郷堰水系でも行われていた。

八ヶ郷堰は、町方4か村と8か村にかかわる用水堰とされたが、その管理については、先にもみたように最も難しいところであった。八ヶ郷堰の町方水路の管理については、明和8年（1771）7月の一札がその後の原型となっている。これは八ヶ郷村の各管轄領主にだしたものであるが、そこではまず、八ヶ郷堰の堰浚いは長年行われていなかったこと、本堰筋には町方への引水が多いが、その水路を明らかにする必要があることを確認したあと、第一は、水田利用の揚水中は、それ以外の水留口を塞ぐこと、第二に、郷村の者が水路を見廻る場合、山形役所から鑑札をうけ、その水札を持参するのがこれまでの決まりであること、第三に、堰浚いの実施に当たっては、山形役所に掛け合って決めることなどを記している（『山形県史』資料篇10）。

第2節でみたように、八ヶ郷堰では、とくに町方水路の管理をめぐる種々の問題があったが、堰浚いは八ヶ郷組合村が主として実施して

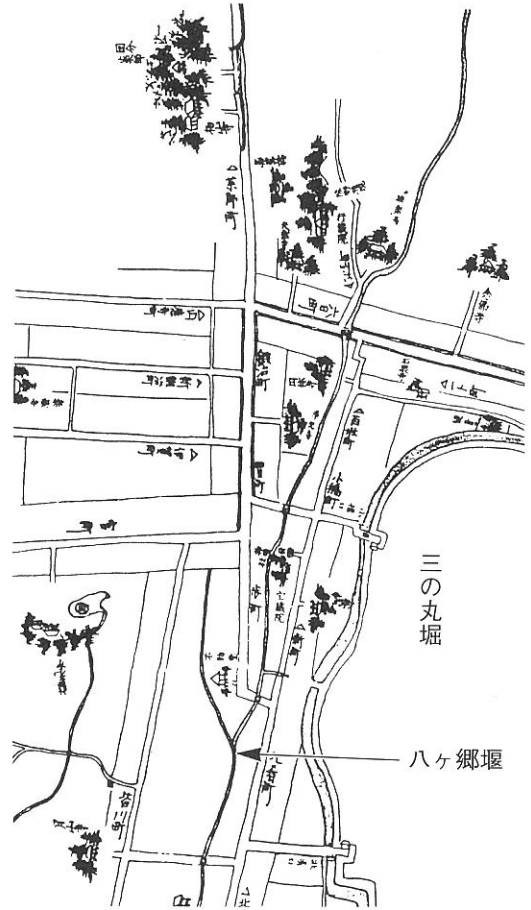
いた。それは、寛延2年(1749)8月、八ヶ郷各村代表が山形役所に提出した願書にも「古来之通」と示すところである。ただし堰浚いは、毎年定期的に行われたものでなく、寛延2年以前の堰浚いは、12年前(元文3年、1738)であったとのべている。明和8年(1771)の一札でも長年実施しなかったとある。

文政年間になると、大掛りの堰浚いがしばしば行われた。文政6年(1823)4月には304人、同8年(1825)3月には2日間にわたり、八ヶ郷村からの出役人数は608人にのぼっている。文政8年の堰浚いは、前年の馬見ヶ崎川の大洪水で、町方にも大被害を与えたあとに行われたもので、山形水道方年番や山形役所役人が立ち会っている。また文政11年(1828)5月にも同様の手続きで堰浚いが行われたことが知られる。

専称寺「事林日記」によれば、文化2年(1805)4月、文政4年(1821)4月にも同様の堰浚いがみられた。後者によれば「六日町堰筋浚之儀、八ヶ郷願之通、明後廿一日も堰払申付候、依之人足大勢入込候之儀故、重頭ヶ間敷義無之様可致候(下略)」との廻状が、水道奉行から各町に、また寺社役所から各寺院等に廻わされている。ここで注目されるのは、八ヶ郷堰が「六日町堰」の名称で使われ、「事林日記」には文化年間にすでに表れていること、また堰浚いといいながら、大勢の人足が町方へ一斉に入り込むことに対し、警戒していたこと、また文面の後半で、火の用心の注意を促しているのも、その一つの表れとみられる。町方や寺院などでも、洪水による水門普請などに対して、臨時に人足割当が行われることもあった。

八ヶ郷堰の堰浚い等の慣行を示すものに、幕末の嘉永2年(1849)4月、八ヶ郷組合村が柏倉役所に出した願書がある。これによれば、去

図1-3-5 八ヶ郷堰の町方水路(部分)



(『山形市史』中巻より)

年来の水不足で田畑は白割の状態になっている。そこで①八ヶ郷堰の揚水の際は、揚口より下流の枝堰まで、水口をすべて留切り、時間を定めて水下の村々へ番水を行うこと、また「田地養」のため、埃流しあいらしを行っている。②堰筋の水行をよくするために堰浚いを行うが、人足100人以上の場合は、各役所へ届け、役人立会いとすが、100人以下の場合は、山形水道方と町検断へ届けること、③堰筋の通行には、水道方が下付した水札を所持することも、旧来の決まりであるので、以上の慣行に従ってその実施方を願い出たものであった(『山形県史』資料篇10)。

幕末になると、とくに八ヶ郷堰においては、用水権をめぐる、水 downstream と町方の間に種々の争いが起こっているが、堰浚いに関しては、町方の水路も原則として八ヶ郷の村々の人足によって行われた点は、他の笹堰、御殿堰の慣行と異にしているのである。

江戸時代の山形を流れる諸堰は、まず山形が小藩であり、周辺の領域も入り組み状態であったので、その管理が複雑であった。それが廃藩置県によって、さらに明治22年（1889）の市町村制の施行によって整理されていった。明治21年（1888）の八ヶ郷堰規約によれば、その経費の区分は、山形下条町より水上はその関係町村の負担とし、その下流は船町村ほか7か村の旧慣によるとし、また支流は各自関係の負担とする。その徴収費の歩合は、山形町方関係分は、全経費の10分の5であった。この割合は、明治40年（1907）の洪水のための堰の工事経費についても、総額140円のうち山形市は75円（5割）で、水路管理の責任も山形市がもつこととなっている。これは同44年（1911）に完了した天神裏上流の堤防工事（総工事費298円83銭）についても、同様に山形市と八ヶ郷とは、均等の負担となったことが知られるように、利用権も原則として対等になったのである。

山形市街地の居住者にとって、水道の普及以前には、これら諸堰の水路は、生活用水としての係りも深いわけで、堰浚いなどの維持管理も重要であったのである。しかし市街地の居住者の水路依存は、水道の普及とともに薄れ、町方（生活用水）と村方（水田用水）の対抗も次第に解消していった。それは昭和29、30年の市町村合併によって、行政が一元化し、水利組合等の連合による面も大きい。しかしそれにもかかわらず、利水権をめぐる上流と下流の争いは全

くなくなったわけではない。

#### 4 上水道の普及

山形市街はその大部分が馬見ヶ崎川の扇状地上にある。この馬見ヶ崎川から取水したいわゆる五堰は、城下町周辺に発達した水田用水として、また町方の生活用水・工業用水として、社会の変化にも対応しながら重要な役割を果たしてきたことは先述のとおりである。ところで扇状地にはこのような表流水とともに伏流水があり、それが扇頭地域では深度が深いが、扇端部分に行くほど浅くなって、井戸水として飲用に利用され、また自然湧水ともなっていた。

南沼原地区の吉原、南館集落の近くにはドッコ水が多くみられ、五日町の清水などはそれを証明していた。

しかし各堰の水利用をめぐることは、とくに渇水期になると種々の紛争が起こったことは先にみたとおりである。それが明治以後、社会の近代化や工業用水の増大によって、新たな汚水問題、水不足問題が発生してきたのである。

明治20年代になって、山形西部地区の樫沢・飯塚部落に飲料水問題が起こった。この地域は馬見ヶ崎川扇状地の末端に位置し、古くから住民の飲料水は、自然の泉か山形城の濠水より流れる表流水に頼っていた。ところが明治維新以後、三の丸は埋没となり、扇状地上流の開墾などによって水量が減少し、また汚濁が甚だしくなった。ことに雨天の際などは、汚物も混入して飲料水には使えない状態になったのである。

明治16年（1883年）ごろから、村内数ヶ所に掘抜き井戸を作ったが、地層が悪いので清浄な水が得られず、メタンガスが発生したところもあったので、再び表流水を利用するという有様であった。明治28年の夏、山形市内に腸チフスが



流行した際、下流の樫沢にも蔓延し、多数の患者と死亡者をだしている。国の水道条令が公布されると、さっそく水道布設を要望したのは、飯塚、樫沢両村であった。まず樫沢村の計画については、山形県土木技師（三浦吉勝氏）、私立済生館病院薬剤師（坂井齋治氏）が依頼されたが、その計画によれば、貯水池を山形城の西方で三日町字砂塚地内の自然湧泉のあった地点に設けること、埋没土管によって村内に導水する路線とその工事方法のほか、水圧のこと、工事費とその支出入の方法なども示されている。この計画については、その水源をめぐり、下条方面の田地所有者が利用する灌漑用水との間に問題が起り、協定を結んだりしたが、県補助金など諸般の準備を整えて、明治31年に(1898)着工し、同32年(1899)3月に通水を行っている。山形県最初の上水道の施設であった。

隣の飯塚村も、飲料水の不足が大きな問題となっていた。すでに飯塚村では、明治12年(1879)、戸長吉田佐藤治が、水道布設の議を全村民に諮ったが、経費負担を恐れた村民に反対された経緯がある。さらに村民有志は、明治19年(1886)、大阪より技師を招き、機械を導入して掘抜井戸を作ったが、水質不良のため、2、3年で廃止となった。飲料水に悩む飯塚村民の要望がようやく実現をみる契機は、樫沢村同様、明治28年(1895)のコレラ蔓延である。水道布設計画は、同年1月、村会の決議、次に導水布設関係の地主の同意を得るなどの手続はもちろん、水源地などの諸般の準備も急速に進められた。この間、旧山形城内に歩兵第三十二連隊の設置決定(明治29年5月)により、水源地(香澄町字霊石、同字久保田)がその練兵場となる情報が入ったことなどから、起工はやや遅れたが、同33年(1900)11月に竣工の運びとなった。

山形市の水道工事が完成するのは大正11年(1922)であるから、これの水道布設はその20年以上前に行われたこと、また山形などその後の水道普及に、大きな影響を与えた点でも注目すべきであろう。

以上のほか、山形市街地とは別に上水道布設を行ったところに、千歳村長町がある。長町は、山形市街の北方に当たり、馬見ヶ崎川にかかる千歳橋を渡って、沖の原に続く羽州街道沿いの集落である。昔から洪水に悩まされたところであるが、一度旱魃に合うと、沖の原の分水であるため、直ちに水不足となり、とくに飲用水の水質の悪化が問題とされていた。水道布設計画が具体化したのは大正4年(1915)であったが、ようやく同8年(1919)に設立が認可され、同11年(1922)10月に完成した。総経費は、給水路工費(1万2,090円余)、排水池工費(2,243円余)などで2万621円余となっている(『山形市史』近現代編)。

山形市の水道布設計画も、明治23年(1890)8月の大水害、翌々25年(1892)の山形南部地区の水枯れ問題を契機に本格化した。市街南部地区は、昔から井戸水、流水の涸渇がしばしばみられ、衛生的な飲料水と防災上からも、水道の必要性が痛感されていたのである。

山形市は明治27年(1894)、専門家を依頼して水源調査や水利調査を行っているが、さらに問題を深刻にしたのは、同年5月26日の市南大火(蠟燭町など1,284戸焼失)と、同29年(1896)、歩兵第三十二連隊が旧山形城内に設けられ、その射撃場を造るため千歳山麓西部の広大な水田を埋め立てたことなどであった。山形市では、飲用水確保のために、新たな水源を求めて千歳山麓の湧水地帯の調査を行ったりしたが、その試掘も成功していない。

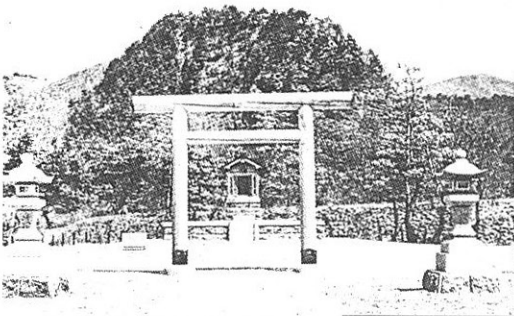
その後山形市当局は、水道水源をどこに求めるかについて、専門家の調査報告を待つことになった。水野広治氏（台湾総督府、土木技師）の意見書は、馬見ヶ崎川の地下水の多いことに注目し、安全に水道と灌漑用の水量を確保するためには、宝沢方面に水道の貯水池を造るのが良い、というものであった。一方、中島鋭治博士の報告書では、水道水源は馬見ヶ崎川が最適であるが、この川は灌漑用としても重要であるので、その調整を誤ってはならないとしながら、貯水池は妙見寺地内釈迦生沢が好適であるとしている。これらの意見書がだされたのは、いずれも明治44(1911)・45(1912)年のことであった（前掲『馬見ヶ崎川農業水利史』上巻）。

馬見ヶ崎川から取水し、灌漑用水として利用する御殿堰、八ヶ郷堰など4堰（笹堰を除く）関係町村総代は、明治25年（1892）の南部地区の井戸枯れに当たり、市が新たな取水を企画したとき、その中止を県に請願している。表流水から、飲用水を供給するとすれば、灌漑用水との対立が避けられないことは、その後の問題か

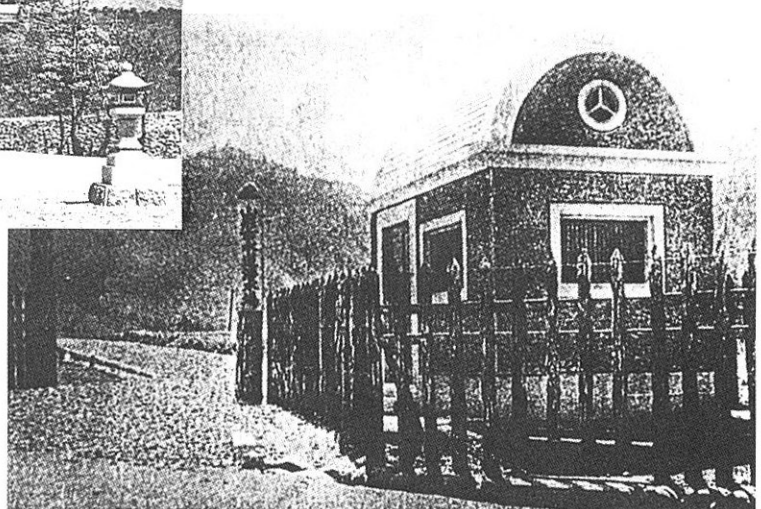
らも明らかである。

山形市は大正2年（1913）9月「山形市給水事業大要」（水野広治編）を作成した。これは、近代市民生活における水道事業の必要性を理論的、また具体的に説いたもので、一般市民の世論を喚起するとともに、その後の直接事業推進の原動力ともなったものである。この計画でも、水源地は笹堰水門下とし、予備水源として、馬見ヶ崎川上流の東沢村大字上宝沢、同字四ツ堂地、同字不動の上をあげている。大正4年（1915）に水源の試掘を行っているが、山形市の予算計上と県費、国庫補助の交付をうけて本格的な水道工事が開始されたのは同7年（1918）10月で、終了予定も一年延期されて11年（1922）となっている。工事経費は、山形市の予算だけでも当初は、66万円余（2年計画、合計）となっていたのが114万円余に増加した。工事の延期や経費の膨張は、第一次大戦後の物価騰貴による影響が主な原因であった。

山形水道水源浄水場は、大正10年2月に工事完了し配水工事に入った。



水分神社 大正12年5月



完成した浄水場

ようやく同12年（1923）5月、待望の通水式が行われた。当時の給水状況を見ると、専用栓使用戸数が1,278戸、共用栓取付け箇所106で、防火用消火栓は地下式36か所、地表式321か所であった。その後、需要者の急増によって、配水管の拡張工事が進められ、昭和3年（1928）末には、専用栓3,186か所（使用戸数2,949戸）、共用栓183か所（2,683戸）となり、水道使用戸数は合計5,632戸に増加し、早くも水源拡張の必要に迫られている。とくに昭和9年、東北一帯の冷害に見舞われたが、夏は極度の水枯れとなり、新しい水源地の必要が叫ばれた。

これに対して再び水源調査が行われた結果、馬見ヶ崎川の地下水は、上流部の各河川の流水供給と深い関係があることが明らかとなり、葉ノ木沢の堰堤築造が進められたのである。しかし昭和13年、同14年には、葉ノ木沢の崖崩れや出水により、その都度水道への被害が起きている。これらの被害防止の工事も、第二次大戦中であって応急的なものにとどまり、これらの永久的な工事は、昭和29年竣工の蔵王山系不動沢ダムの築造を待たなければならなかった。このダムは、灌漑用水と水道用水を分水し、給水する取水門も設けられたのである。

第二次大戦後、経済の混乱で市民の生活は窮乏し、衛生上の問題も大きく、その中に都市の水道問題があった。旧山形市内については前述したが、山形市内の周辺についても、飲料水の

改善のため、上水道の普及が進められている。南村山郡金井村大字松原地区は井戸水の水質が悪く、また水不足がちであることから、昭和23年2月、村議会は、村営簡易水道の布設を県に申請した。これは進駐軍山形軍政部の援助もうけて、同年11月に竣工したが、同村の大字津金沢でも翌年に村営事業として認められ、松原水道とともに津金沢水道が完成している。総経費は、前者が187万円、後者は141万円余で、当時としては大工事であった。これらの簡易水道は、掘抜井戸から高架水槽に導水し、各戸に配水するものであるが、鈴川地区大野目町にも、浜田水道（昭和25年）、東村山郡出羽村（いずれも現山形市）にも設けられたが（昭和29年）、これらは山形市合併後、いずれも山形市水道に吸収された。

昭和30年代に至って、山形市の上水道の設備も整い安定したころ、市民の文化生活や都市計画の上から問題となってきたのが下水道の施設であった。それは農村の体質改善により、化学肥料の普及や耕作の機械化が進み、農家の尿尿の汲み取りはほとんど廃絶したこと、一方都市への人口集中が著しくなったことがあげられる。山形市の下水道工事が、昭和36年末にはじまったのは、生活文化の高まりでもあるが、山形市民の長い間の水利用に対する苦しみとその智慧も生かされた点も見逃してはならないであろう。

